

## 平成22年第3回大台町議会定例会会議録(第3号)

### 1. 招集の年月日

平成22年9月13日(月)

### 2. 招集の場所

大台町議会議場

### 3. 開 会

9月16日(木)

### 4. 応 招 議 員

1 番	堀 江 洋 子 君	2 番	廣 田 幸 照 君
3 番	山 本 勝 征 君	4 番	小 林 保 男 君
5 番	大 西 慶 治 君	6 番	直 江 修 市 君
7 番	元 坂 正 人 君	8 番	濱 井 初 男 君
9 番	村 田 侑 康 君	10 番	小 野 恵 司 君
11 番	前 田 正 勝 君	12 番	中 西 康 雄 君
13 番	上 岡 國 彦 君	14 番	伊 藤 勇 三 郎 君

### 5. 不 応 招 議 員

な し

### 6. 出 席 議 員 数

14名

### 7. 欠 席 議 員

な し

### 8. 地方自治法第121条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町 長	尾上 武義 君	副 町 長	余谷 道義 君
教 育 長	村田 文廣 君	総 務 課 長	上瀬 勉史 君
企 画 課 長	東 久生 君	会 計 管 理 者	高西 立八 君
町 民 福 祉 課 長	磯田 諄二 君	生 活 環 境 課 長	鈴木 好喜 君

税務課長	立井 靖樹 君	建設課長	高松 淳夫 君
産業課長	野呂 泰道 君	健康ほけん課長	大滝 安浩 君
総合支所長	谷口 俊彦 君	大杉谷出張所長	寺添 幸男 君
教育課長	鈴木 恒 君	報徳病院事務長	尾上 薫 君
産業室長	谷 昌樹 君		

9 . 職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	西山 幸也 君	同書記	北村 安子 君
--------	---------	-----	---------

10 . 会議録署名議員の氏名

14番	伊藤 勇三郎 君	1番	堀江 洋子 君
-----	----------	----	---------

11 . 議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 2 総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 3 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 4 議案第 57号 大台町過疎地域自立促進計画について
- 日程第 5 議案第 58号 大台町道路線の認定について（上真手4号線）
- 日程第 6 議案第 59号 大台町道路線の変更について（町道佐原西出1号線）
- 日程第 7 議案第 61号 大台町自然との共生基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 62号 大台町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 63号 平成22年大台町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 10 議案第 64号 平成22年大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第 65号 平成22年大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第 66号 平成22年大台町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 1 3 議案第 6 7 号 平成 2 2 年大台町介護保険事業特別会計補正  
予算(第 1 号)
- 日程第 1 4 議案第 6 8 号 平成 2 2 年大台町生活排水処理事業特別会計  
補正予算(第 2 号)
- 日程第 1 5 議案第 6 9 号 平成 2 2 年大台町後期高齢者医療事業特別  
会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 6 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負  
担」求める請願書
- 日程第 1 7 請願第 3 号 「30 人学級を柱にした新たな『教職員定数  
改善計画』策定と教育予算拡充」を求める  
請願書
- 日程第 1 8 請願第 4 号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わ  
る制度の拡充」を求める請願書
- 日程第 1 9 請願第 5 号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求  
める請願書

(午前 9時00分 開会)

議長(大西慶治君) おはようございます。定刻となりました。

ただいまから平成22年第3回大台町議会定例会を再開します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

なお、本日の会議には説明のため谷産業室長が出席されております。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(大西慶治君) 日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました本会議の会期日程と会議の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長(大西慶治君) 日程第2 総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務教育民生常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があ

ります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長(大西慶治君) 日程第3 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業建設常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 議案第57号の質疑～採決

議長(大西慶治君) 日程第4 議案第57号 大台町過疎地域自立促進計画について、関係課長から字句の訂正等についての発言の申し出がありますので、これを許可します。

産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 過疎地域自立促進計画を確認いたしましたところ、2カ所の誤りが判明いたしました。

1カ所につきましては、19ページの耕地1ヘクタール当たり農道延長29.9mの誤りでございます。19ページ、主要公共施設等の整備状況の表の中の3行目、耕地1ヘクタール当たりの農道延長、平成20年度末29.9mの誤りでございます。29.9mが誤りでございます。訂正につきましては、36.2mの訂正をお願いいたします。

29.9mの算出根拠につきましては、農道の延長を耕地面積で割ったものでございます。今回の農道延長につきましては、4m以上の農道、1万5408mを計上し、耕地面積につきましては516ヘクタールで割ったものでございます。農道延長といたしましては、3mを含む2万5474mを使用するのが本意でございました。誤っておりました。

なお耕地面積につきましても、三重県統計書を使用しておりますが、数値の拾い誤りをいたしました。正確な数値といたしましては、699ヘクタールでございます。よって2万5474mを699mで割りますと、36.2mとなります。誠に申しわけございません。

もう1カ所につきましては、22ページ。上から4行目のほ場整備済面積が約324ヘクタールとなっております。整備率が約53%となっております。この数値が誤っております。面積といたしましては181ヘクタールでございます。整備面積といたしまして、約35%でございます。数値につきましては、大台地域と宮川地域の整備箇所を確認をさせていただきました。施行箇所等の重複をいたしました。合計が誤っておりました。改めて確認をいたしましたら、大台地域では128ヘクタールのほ場整備、宮川地域では53ヘクタール、合わせて181ヘクタールでございます。大変単純なミスをいたしました。今後このようなことがないことを努力してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 同じく19ページ、表の5行目、水道普及率の平成20年度末の数字でありますけれども、99.4と記載しておりますが、99.7が正しい数字でございます。これは数字の単純な記載ミスをしております。大変ご迷惑かけております。よろしく願いいたします。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東久生君） 過疎地域自立促進計画の訂正につきましては、誠に申しわけなく深く反省をいたしまして、今後このようなことのないようにしたいと思っておりますので、よろしく願います。

なお、この訂正に当たりましては、一度県との協議が済んでおりますことや、訂正が数字とはいえ軽微なものに当たらないということで、今議会でご承認いただきましても、改めて再度県に協議することとなるような次第でございます。そうなりますと手順では、協議が済んだあと、議会で議決をお願いしなければならないというようなことではございますが、既に協議前に議決をいただくこととなりますので、議会の皆さんにおかれましては、その旨ご了解をいただきたいということで、手順が逆になってしまうわけではございますが、そういったことをご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（大西慶治君） それでは、質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 山本議員。

3番（山本勝征君） 28ページ、3回しといて全部言わないかんのやかな。えらいすいません、ごじゃごじゃ言うとして。

28ページ観光の現況のところ、蛸の里公園の再整備を計画を進めていましてということで、一般質問で直江議員のほうからもちよっとあったんですけれども、これの里公園の整備計画が出ておるのが、平成27年度4000万円、

参考資料のほうで出ておるんですけれども、その大台ヶ原の登山道の開通が早くなってくるようなんですけれども、こんなに遅くていいのかどうか。里公園を災害のそのままで放っておくのかどうか。私はもっと早くあそこの現況復旧というんですか、それをせなあかんのと違うんかという気持ちがあるんですけれども、そのこのところの見解を伺いたいと思います。

平成27年度に出ておるんですけれども、平成27年度の最終年度まで放っておくのかどうか。6年間まだあるわけですわね。それでいいんかどうか。地元の人には納得するんかどうか、それをまず伺いたいと思います。

それから、ずっと目を通して見たんですけれども、この促進計画というのは、現況があって問題点があったら対策があるんですけれども、それはバラバラなんやけれども、それでいいのかどうか。だから問題点があって対策があるというような書き方はしていないわけですね。それでいいのかどうか。私は現況を知って問題点をあげて、その問題点に対して対策を、そして数字を上げるのかなと思ったら、そうではないみたいなんで、それはそれでいいんだったら、それでいいんですけれども、その辺のところの見解を伺いたいと、このように思います。

それから、そういうようなことからすると、31ページ、バラバラでいいんだというような、いいんかなという自分の解釈でしますと、例えば農業関係でHですか、いろいろあるんやけれども、Hのところではこういうのが文言なんやけれども、これはどういうようなことをやっていくのか、都市住民等による農地云々があって、地権者との仲介等の業務を推進する体制づくりを行いますとあるんですけれども、どんなことをして地権者との何をしていくのか。どこの何が担当するのか伺いたいと、このように思います。

それから、34ページ本当にこれ獣害対策で、農家も一般住民の方も困っておるんですけれども、特に猿は手のうちようがないところまで来ているように思うんですけれども、やってもやってもいかんということなんですけれども、現行制度の見直しを行いますというふうに書いてあるんですけれども、その制度を

どういうふうに見直すのか、この辺のところの説明を求めたいと、このように思います。

それから、ごみ処理と公共下水道ですか、ページ数でいくと52ページ、それから54ページ、それぞれにこういう文言がありますけれども、まず52ページのところで問題点で下水道施設の維持管理費用が、十分に抑制できていないというようなことなんですけれども、これのやはり維持管理費用が抑制できないということは、だんだん一般財源の繰出金が多くなって、住民への負担がかかってくるというふうに解釈できると思うんですけれども、このようなところを抑制していくために、どのような対策を取ったらいいのか、その辺のところを、対策として書いてなかったように思うんですけれども、その辺のところの説明を求めたいと思います。

それから、54ページのし尿処理場も一緒です。問題点が一つだけあがっております。維持管理費用が十分に抑制できないというふうにあるんですけれども、これもどのようなことを考えていくのか、お伺いしたいと思います。

それから、79ページ教育関係で問題点があがっておりますけれども、Eの不登校やいじめ、問題行動の生徒がふえているということと、生徒の基礎学力の低下が問題となっているというふうになっておるんですけれども、2、3日前の新聞で、いじめ等の何は三重県は減少しておるようですけれども、これいわゆる問題、対策として何らかの方法を書きおかんでもいいんかどうかということですね。

それから基礎学力の低下の問題で、何らかのこれは教育関係の予算で組んでおるといことになるんかどうか。その辺のところを問題の対策として、どういうふうなことをするかというようなことを、いいのかどうかということ。

それからないんですけれども、小学校の英語教育が始まるんですけれども、これへの問題点とか、そういうようなものは要らんのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから最後になるんですけれども、90ページ集落対策の中で、いろいろ

あるんやけれども、主にやつだけ言うと、Eに雇用創出の一つとして将来的に役場、出張所業務の一部を地域住民の新たな人材が担うなど、地域と行政の新たな関係について検討しますとあるんですけれども、かといって予算見てみると、集落対策の支援員設置で、平成23年度から425万4000円の予算があるんですけれども、これがそれに当たるんかどうか。あるいは雇用創出ということで、ほかのことがあるかどうか。予算的には集落対策、これしか出てなかったように思うんですけれども、そういうようなところを明確にわかりやすく説明を求めたいと思います。以上です。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 28ページの観光の中で、蛍の里整備、平成27年度計画につきまして、早くすべきではないかというご質問でございます。今現在、現地のところにつきましては、残土が置かれております。今年度残土処理をする予定でございます。また本来の蛍の施設整備ということで、これまでさいげまであったわけなんです、やはり大杉谷地域の方々が関与できて、収益もある程度取れるようなという複合的なものを考えるということで、現在大杉谷地域のほうでいろいろ検討していただくことが始まったところでございます。そういったことを踏まえながら、蛍の里も含めて今後整備の検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東久生君） 先ほどご質問いただきました問題点、対策等がこの計画の編成の仕方の質問かと思えます。私も個人的には山本議員の言われるとおりだということで、県のほうにもこの編成の仕方について、問いをしたところ、この過疎計画の作り方については、国から標準的なものが示されておりました、そのとおりに計画策定しようということでございましたので、多少見にくいというご指摘もあるんですが、そのようにさせていただいたところがございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 31ページ農業の中のHのところにございます遊休農地等の情報収集と情報発信をするとともに、地権者との仲介等の業務を推進する体制づくりを行いますということでございます。現在、多気郡農協と農業経営基盤強化促進法に基づきながら、農地所有者の代理事業、農地売買等の事業という二つの事業を、町と今後とりはかっていることを検討しております。

まず一つは農地を売りたいといったところのものを、農協が集約してということと、それと貸し借りということを目的とした時に、そういったことを常に誰がどんだけのものかというような、そういったことをすべて集約しながら、買いたい方、貸したい方というところを、今後農協とともに進めていくという体制をとっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 34ページの獣害対策でございます。この中のAの最後のところに、地域に応じた有効な対策方法の確立に努めるとともに、現行制度の見直しをということで、この現行制度の見直しというのは、一体何ですかということでございます。

これまでは地域に要望いたしますと、フェンスを何mというようなことで、大変アバウトというんですか、1000mだったら1000mということで、現地へ行くと実際張っておるのが、極端に言うと900mとか、後そんなんだったらその資材はどうなんかというと、ちょっと置いてあるんだとかいう、そういったところがかかり見受けるところもあったりして、この形ではだめだと、やはり国の補助金をいただいたら、適切にその年に張るということで、やはりそこら辺を的確にやっていかなければならないということで、やはり地域から地図をいただいて、ここをこう張るんだというようなところを明確にさせていただいて、それを町は国のほうに補助の申請をいたしまして、その現地が的確に張れるような体制を、もう一度見直していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 52ページの公共下水道の問題点のところ、下水道施設の維持管理費用が十分に抑制できていないというふうなご指摘の点につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

下水道につきましては、長寿命化計画の策定等、今後していくと、その中で合わせまして長期包括的な維持管理計画等も含めて、これから予算の執行金額をなるべく抑えていくような方法を取っていくことを検討していく必要があるだろうというふうな形で、この問題点を上げさせていただいております。

続きまして、54ページのし尿処理につきましては、既に今年度でこの長期包括的維持管理契約が締結されておまして、その中で一定の成果が現在得られておることでしたんですけれども、この計画につきましては、平成22年度からの計画というふうな形の中でありましたものですから、そのような記載をさせていただいております。以上でございます。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 79ページの不登校、いじめ等の問題行動ある制度がふえているという対策と、それから生徒の学力低下が問題になっているという部分なんです、不登校というのは現実にちょっとふえておまして、これについては奥伊勢支援センターとの連携をもとに対応していきたいと。いじめについては特段ふえていないという、この中で横ばいといいますか、不登校のほうはふえているというようなことの中での表現でしたので、大変表現の仕方としては誤った表現になるのかなと思いますが、意図しては不登校のほうに対する思いということですのでしております。

それから、学力の低下という部分につきましては、本年度、先生方の中で学力向上対策委員会というようなものを組織しつつありまして、CRT検査の中でそれを綿々計画的にしていくというようなことを考えておりますので、もう少し具体的には各学校、各生徒そのものが追跡調査ができるような体制を整えていきたいというふうに思っております。

それから、英語の関係につきましては、現在、既にもうCIR、教育委員会

におります国際交流員のほうで、国際交流ということで、小学校へ入って5年生、6年生の子どもさんらに、英語に親しむという形で施行に入っております。特段、来年からの部分については、問題はないというふうに考えております。子どもたちが既に英語になれつつあるというような段階を、今年ふんでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（大西慶治君） 大杉谷出張所長。

大杉谷出張所長（寺添幸男君） 計画書の90ページ集落対策のEの部分の雇用創出というところのお話と、計画書の参考資料の11ページの集落支援制度の予算計上の点でございますが、この二つにつきましては、関連はございません。

あくまでも集落支援というのは、地域主体で地域のいろいろなことを掘り起こすという形で、役場の行政の仕事とは直接関係はないことはございませんが、関連しながらやっていきたいと思っています。

大杉谷におきましては、一昨日、地域協議会の設立がございまして、そういうふうな地域の協議会の事務局的な仕事を、集落支援員がやっていくというイメージでございます。

戻りまして、90ページのほうはあくまでも、大杉谷のような過疎が進んでいるところにおきましては、雇用の場が非常に少ないというところで、できる限り公益的な仕事を、地域の地元の皆さんにお願いしたいというところでございます。以上です。

議長（大西慶治君） 山本議員。

3番（山本勝征君） 34ページ、産業課長のほうから説明があったんだけど、その説明では私は、そんなのは制度でないと思うんで、現況があるやつを何するのが、そんなんは制度と言わないので、どうでもいいような気もするんだけど、感想だけ述べておきます。そんなやり方、そんなのは制度ではない、ちょっと勉強しておいてください。

あっちこっち言うかわからんけれども、教育課長の1名、これも文言の違い

やけれども、問題行動が横ばい、現状維持というようなことだったら、そういう表現に私はせないかんとするんやけど、ふえておるから私はふえておると解釈、正直したんであって、それだったらそういうような表現をきちっとせんと、あかんと、こんなん公的に出すもんやで、そうやってすべきであるというふうにするんですよ。

それから、90ページの雇用創出、こういうような私いい事だと思ふんですよ。その地域が非常に限界集落、町が大杉谷のほうはついてくるのかどうか知りませんが、中で役場、地域住民に新たな人材を担うというようなことで、出張所の業務の一部を住民の人にしてもらおうとか、そういうようなことはいいことだと思ふけれども、現実的に職員がおる中で、そういうようなことは可能なんかどうか。私は余り不可能なこと書いてもいかんと思ふので、その辺のところもう一回どういうふうを考えておるのか、聞きたいとこのように思います。それから、まだ質問できるんで、もう一つ新家庭エネルギーというんですが、先ほどちょっと聞くのを忘れたんやけれども、これはどんなことをするんですか。56ページ、家庭用新エネルギーということであるんですけども、これも予算的には参考資料を見たら、ついておらんだように思ふんですけども、360万円か何かついておったんかな、ついておらんだように思ふんですけども、これはどんなことに補助していくのか、どういうようなことを考えておるのか、追加でちょっと聞きたいと、このように思います。

ちょっと待ってくださいよ、座るといかなので、まあそれでよろしいわ。それだけもう一回。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 56ページの家庭用新エネルギーのことにつきまして、ご説明させていただきたいと思います。

56ページ、新エネルギーにつきまして、できましたら私どもにつきましては、担当課のほうでは平成23年度、この制度を何とか導入させたいというふうな形で、現在要綱の策定等の準備をさせていただいておりますけれども、現

在、検討しておりますのは、家庭用の太陽光発電、それからヒートポンプ、それからガス発電の熱交換機能のあるもの。そういったものを現在、視野に入れてその新エネルギーに対する補助金を、わずかな金額になるかと思うんですけど、させていただきたいというふうな形で、現在検討させていただいております。

議長（大西慶治君） 大杉谷出張所長。

大杉谷出張所長（寺添幸男君） 90ページの集落対策のほうの雇用創出の件で、再質問いただきました。合併してから出張所の機能というのは、窓口業務をやっていますが、データ等すべてございません。あくまでも本庁が一括しております、そこら辺でいわゆる個人情報管理、職員の秘密の保持等が、一般の方が入った時に守るかどうかということは、もう少し勉強させていただかなければなりません、そういうところも他の地域にございますが、そういうことも考えていきたいということが、まず一つです。

それ以外に、いわゆる限界集落だからいろいろなものが、いわゆる集落活動の中でできなくなっている。そういうものを公益的に必要と見なすことで、他の業務も発生するだろうと。特に福祉的な部分では、やっぱり地域でプロパー的なものも必要じゃないかという議論もさせていただいておるところでございますので、そういうことも視野に入れながら、そういうことで支所機能の強化という部分で考えております。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） いじめ、問題行動については横ばいの、ような現状なんです、全国的にふえる傾向にあるという中で、大台町もそういう傾向になるというふうな思いと言いますか、予測をこの中にいれたつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（大西慶治君） 山本議員。

3番（山本勝征君） 大事なことを忘れた。28ページ、蛍の里公園の4000万円の平成27年度でいいのかどうか、もっと早せなあかんと違うかというような何やったんやけれども、その遅いとか、早うせないかんとか、そう

というような課長の回答がなかったので、それでいいのか。いいと思っておるのかどうか、もう一回明確にしてもらいたいと思います。

複合的な何を今考えておるといっただけで、平成27年度で私は遅くないのかと質問してあるんで、そのようなところを、課長あかんだら町長のほうへ振ったってください。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 蛭の里、平成27年度では遅くないのかということなんですけれども、やはり災害から早く地域にあったものを再生していくというのは、早くやっていくべきだと思っております。ただその蛭の里をつくるにあたっては、当然、維持管理も出てきますので、今、地域の方々がどのような形を取り入れたいかということが、今年度から協議が始まったということで、そこら辺がまとまり次第、私が言わせていただいた複合的なものも含めて、取り組んでまいりたいと、できるだけそういったところの方向としては、早くやっていくという方向でございます。ご理解いただきたいと思っております。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） 現況をですね、ご案内のようにまだ道からちょっと盛り上がって、平坦に堆積されているところなんですけど、その土砂捨て場を確保しなければいかんということで、現在、一部オッケーをいただいております。後、県とちょっとすり合わせしながらやっていかないかんところがありますので、それは早晩できていくことになるだろうと思っております。

それができて、後は財源の話です。この財源については、実は中山間総合整備事業を来年度から始まる事業なんですけれども、これに当てはめていこうということで、協議は進めておったんですけれども、ここがいわゆるピーバイシー、経済性、効率性ですわ。そこではそんなに上がってこないじゃないかと、蛭の里をやってもというふうなことで、ちょっと具合が悪くなってきたと、こういうことでございます。

したがいまして、他のいろいろな事業を探さんならんと、こういうようなこ

とでございますが、そういった土捨て場とか、そういうものかきちっとでき  
きましたら、一応、平成27年度に上げていますけれども、私としても早くや  
りたいと、こう思っておりますので、途中でその要件が揃ってきた時点で、年  
度は変更は当然出てくるだろうと思います。そういうことで早くやりたいとい  
う思いは一緒でございますので、よろしくお願いしたいと思えます。

議長（大西慶治君） 他にございませんか。

堀江議員。

1番（堀江洋子君） 1点目に過疎計画の16ページです。昭和46年から  
平成21年までの過疎対策事業費の状況ということで、一番下の欄にパーセン  
トで示されているわけでありまして、交通通信体系の整備ということで30.  
6%、生活環境整備が29.8%と、平成21年までの間では、こういう数字  
が出てきておりまして、上位にあるということで示されているわけですが、  
平成22年から平成27年度の事業計画におきましては、水道事業という  
ことで、そういったところの事業費は膨らむということもありましようし、合  
併前と合併後でのそれぞれの条件も違ってきていると思えますけれども、産業  
振興から集落の整備まで、自立促進施策区分におきまして、平成22年度から  
平成27年度までの割合、パーセンテージについてお伺いをするものです。

続きまして、過疎計画の41ページから42ページということで、2の交通  
ということでお伺いをいたします。42ページの問題点、B・Cというふう  
にあるわけですが、問題点Bにおきましては、民間公共交通と町営公共交  
通の間に、運賃格差があり地域によっては外出時の負担に差があるという問題  
点があげられております。またその下のCにおいては、JR・三重交通・町営  
バス・デマンドタクシー云々という記述がありますけれども、そこでお伺いを  
いたしたいのは、先ほど申し上げましたように、Bの問題点としまして、地  
域によっては運賃格差があるというふうに記述をされているわけですが、  
これは値上げをしていくというふうに考えていらっしゃるのか、お伺いを  
いたします。

またCにおきましては、町営バスということでお伺いをするわけですが、大杉谷の登山道が一部開通ということで、今日も中日新聞の記事が載っておりますけれども、乗車率を高めていくということが必要になってくると思いますし、今後利用者がふえてくると私は考えております。収入増の見込みはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

同じく過疎計画の42ページです。3の地域間交流ということで、お伺いをいたします。問題としてABCというふうにあります。現況を見ますと、これは私はB&G海洋センターで行われているレガッタの競技等について、主に質問をするわけなんですけれども、現況に記述されているのは、本町の特徴的な交流として県下唯一のボート漕艇場を有するB&G海洋センターでは、漕艇を主として町内外から多くの人々が訪れ、毎年各種の漕艇大会やイベントを通じ、水上スポーツに多くの人々の交流を図っていますというふうに書かれておまして、問題点としては地域振興や人づくりに結びついていない。

都市住民との交流が停滞をしている。地域間、世代間の交流が十分に進んでないと、こういうふうに記述がされておまして、対策といたしましては、44ページに地域間や世代間の交流の促進と地域振興や人づくりにつながる交流事業に努めますというふうな記述がされているわけですが、私はこの現況の問題点、対策という流れが一貫性がないように思うんです。と言いますのは、現況は町内外から多くの人々が訪れて、多くの人々との交流を図っていますというふうに記述はされているんですけれども、この間、レガッタの大会とかあっても、今年は35クルーでしたか、去年はもっと少なかったけれども、今年はふえてはおりますけれども、私、議員してましてだんだんレガッタの大会とかにも参加もさせてもらっていますけれども、訪れていただいている方というのは少なくなっているわけで、現況は少ないというふうに私は思うんです。問題点と現況が入れ代わっているような気がするんです。

問題点が現況になり、現況が問題点にこれは入れ代わるんじゃないでしょうか。現況は交流が進んでいないとか、都市住民との交流が停滞しているとかと

いうふうに記述をされるのが本来であって、問題点として、それをどうしていくんだというような記述にしていく、それから対策をこういうふうにとっていくんだというふうにすべきじゃないのかと考えます。一貫性というか、流れが前後しているような気もいたしますので、その点についてお伺いをいたします。

次に、過疎計画の55ページです。7の防災ということでお伺いをいたします。現況を見ますと、特に災害時の要援護者対策などを整え、災害が発生した場合にも犠牲者を出さない対策を進めていかなければならないと記述をされております。問題点のFとして、要援護者等の情報を含む各種防災情報の答申が遅れているとあります。

61ページには、対策としてHで要援護者等の情報の整備、答申を関係機関と進めるとともに、土砂災害警戒避難支援システムを活用した各種防災情報の共有と、早期避難体制の確立を進めるとあります。

また資料の6ページには、(6)自立促進特別事業といたしまして、防災マップ作成、要援護者情報整備ということで、平成23年度に300万円の事業費が計上されているわけなんですけれども、9月12日の中日新聞ですけれども、災害弱者支援策定ということで、全国においては6割で止まっているというこの記事がありました。災害弱者の人数、居住地を把握するために、国は市町村にことしの3月末までに要援護者の計画策定の要請をしたということでありまして、三重県においては65.5%がこの期限までに策定をされたということです。

そこで1点目にお伺いをいたしたいのは、平成23年度に300万円の概算事業費ということでありますので、町は期限内に策定をされていなかったということなのか、お伺いをいたします。

続いて、策定されていないんだろうというふうに、私は考えますので、次の質問に行くわけですけれども、要援護者の国のガイドラインということで、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等というふうに規定をされているようです。高齢者においても一人暮らし、高齢者のみの世帯、65歳以上、75

歳以上ということで、自治体ごとにおいて対象者の基準が異なっているというふうになっているようで、国が言うには最終的には市町村の判断と言われるそうでありますけれども、町において策定をされていくのであれば、対象者をどのようにしていくのか。

例えば高齢者でありましたら、65歳以上にするのかとか、75歳以上にするのか。妊産婦ということもありましたけれども、妊婦さんは1年たてば出産をするわけで、数字もおのずから違ってくると思いますので、外国人におきましても就労状況に応じていろいろ人数も変わってくると思います。対象者の基準等についてもお伺いをいたします。

次に、資料の8ページには、児童福祉施設ということで、保育所関係の事業が載っているわけで、日進保育園の工事用地の購入、建設工事の設計管理業務、保育園建設工事ということで、平成25年度から概算事業費が載っているわけですがけれども、このところについては、私は保育の充実ということで大変評価をするものではありませんけれども、第1次総合計画においては、現状と課題ということで、三瀬谷保育所が老朽化が進むということで、保育は結局南と北を統合して、建て替えをされたわけであります。

総合計画の中には、具体的には日進保育所を建て替えるとかいう記述はないと思うんです。ゼロ歳児保育のニーズに応えたいとか、そういう形では書かれているわけでありましてけれども、この総合計画には書かれてないけれども、過疎計画には事業費が盛り込まれたという点について、どのような流れということか、お伺いをします。

次に、過疎計画の66ページです。1の高齢者福祉という点でお伺いをいたします。現況ということで、ハード整備はおおむね整っている状況ですが、地域によっては交通アクセスの悪条件等から、採算性、実施効率が悪く、十分なサービスが提供されていない事実は否めなく、介護保険サービスの空白地域をなくす支援体制が求められていますというふうに書かれております。

問題点としましても、Bとしまして、高齢者世帯が増加をし、通院や買い物

などの外出支援、食生活を維持していくためのサービスが不足していると書かれております。資料の8ページには、平成25年度から800万円の概算事業費が盛り込まれているんですけども、この配食サービス事業ですけども、具体的にどのようにされていくのかについて、お伺いをいたします。

過疎計画の68ページです。障がい者福祉について伺います。現況ではということで、その他の事業としてというところから、小規模作業所を社会福祉協議会に委託し実施しています。小規模作業所では、町内企業からの下請け仕事や、道の駅等で販売する自主製品の製作を行っていると、このように書かれております。問題点といたしましては、その下にBとして、小規模作業所や日中一時支援事業など、日中活動の事業所が少なく、また障害児が夏休みなどの長期休暇中に利用できる事業所が、町内にはないという記述がされております。

問題点というふうに、現況問題点とあるわけですけども、資料の8ページには、その他として小規模作業所運営事業ということで、平成24年度から空欄となっております。事業費が盛り込まれていないということになってくるわけですけども、この点につきましては、総務教育民生常任委員会の調査ということで、障がい者施策を勉強していこうじゃないかということで、今現在も進められていくわけですけども、障がい者施策は余りにも広いということで、小規模作業所ということや、身障ディのサービスということで、もう少し絞り込んで勉強していこうということで、今、総務の委員会ではそのことで進んでいるわけですけども、その中で先日も委員会としまして、社協の局長それから担当課長、職員の方にも来ていただいて説明を受けたわけですけども、そこで私が感じたことといたしましては、小規模作業所の補助金がなくなるという点で、これは大きな問題ではないかということで、委員皆さん一同がこれをどうしていくんだということで、今後、委員会で調査していくわけですけども、町においても過疎計画、このように記述をされ、資料においては平成24年度から空欄となっているということで、町としては小規模作業所をどのように考えていくのか、お伺いをいたします。

過疎計画の74ページです。2の医療ということで、お伺いをいたします。現況がずっと記述をされておりまして、問題点として、Bとしまして、大台厚生病院の施設が老朽化しており、耐震強度が不足をしていると。町営病院においてもA B C Dとありまして、その中でも病院経営の採算が取れていないという問題点の基準があります。

それから77ページには、対策といたしまして、Cとして大台厚生病院施設整備について、近隣町とともに支援を検討しますと。町営病院においても、Bとしてジェネリック薬品の導入による、医療費負担の軽減を図りますと、このようにあるわけですけれども、この大台病院との協議について、いろいろ大紀町も含め、協議をされていくんだと思いますけれども、この支援体制ですね、今後どのようにされていくのか。資料のほうには事業費もあがってきてはおりませんので、その点についてお伺いをいたします。

それと、町営病院であります報徳病院も、全国の自治体病院は本当に採算が取れないということで、苦しく状況でありまして、その採算が取れないという点の中でも、問題としてはいろいろな取り組みも、集中改革プランということで、いろいろな取り組みも、報徳病院はされているわけですけれども、その中でこの記述をされている対策の中のBのジェネリック薬品の導入による医療費負担の軽減を図りますというふうに記述があるんですけれども、このジェネリック薬品は議会でもほかの議員でも、ジェネリック薬品を使うべきではないかというような質問もあったと思いますし、私も報徳の運営委員の時に、この点に会議の時に伺ったことがあるんですけれども、報徳病院としてはジェネリック薬品を扱うにも、その単価がそんなに安くはないというような説明もあったと思うんです。なかなか進んでいかないような状況だということ、数年前には伺ったんですけれども、現在はどのようにジェネリック薬品はなっているのかについて、導入がどのようになっているのか、お伺いをするものです。

過疎計画の78ページです。78ページから79ページということで、これ

私は学校教育ということで、お伺いをするわけですが、79ページに問題点として一部の中学校で給食が未実施であり、完全給食等の実施が検討課題であるというふうに記述がされております。旧大台地域での中学校給食が実施をされていないということでもあります。

81ページの対策としましては、あえてして給食施設の整備については、学校統合も含めて多方面から検討しますと、対策が書かれております。資料の10ページには教育の振興というところで、真ん中に教育施設とあるわけですが、概算事業が空欄でございまして、一切事業費がないわけです。

私はこれで議会ずっと14年目になってくるわけですが、中学校給食の実現をということで、何度も繰り返しその実施を求めてきたわけですが、新大台町にあっても、なかなか一向に進まない。親子給食をしてみたらどうだとかというような提案もしてみても、進んでいかないし、これは一体いつ日の目を見るんだという気持ちが、強くあります。概算事業費にも空欄ということと、対策も問題点も十分町としてはわかっているわけですから、なぜこれが空欄となっているのかについて、お伺いするものであります。

---

議長（大西慶治君） 質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は10時15分とします。

（午前10時10時 休憩）

（午前10時15時 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に続き会議を再開します。

---

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東久生君） 堀江議員のご質問に答えをいたします。

まず一番最初に、16ページの過疎対策事業の状況ということで、今回、計

画をいたしました、平成22年から平成27年までの過疎事業の構成比率の問いだということで、お答えをさせていただきます。

まず産業の振興でございますが、この6年間のトータルが17億5766万1000円ということで、全体の8.35%でございます。

それから、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては、28億5086万6000円でございますして、構成比は13.54%でございます。

それから、生活環境の整備でございますが、108億1431万6000円でございますして、構成比が51.34%でございます。

それから、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございますが、37億3881万3000円でございますして、構成比は17.75%でございます。

それから、医療の確保でございます。14億4098万5000円でございますして、6.84%の構成比でございます。

それから、教育の振興3億5970万4000円でございますして、構成比は1.71%でございます。

それから、地域文化の振興等につきましては、7599万6000円で構成比が0.36%でございます。集落の整備については、2327万円で、0.11%でございます。因みに、総事業費は210億6161万1000円でございます。

続きまして、42ページの交通関係の問題点で、BCのことで、ご質問いただきました。1点目は運賃格差を是正する記述に対しまして、公共交通のほうを値上げするのかというご質問でございましたが、公共交通に合うような形でご負担を願えれば、そのようにしたいというふうなことを考えておりまして、その方策を今検討協議をしているところでございます。値上げはいたしません。いたす考えは持っておりません、今のところ。そういうことで、今その方策を検討しているところでございます。

それから、大杉谷登山道の開通に伴って、収入増はどのように見込むかとい

う話でございますが、1年前に町営バスの使用料につきまして、町外、町内の料金を改正させていただいて、町内、町外の区分けをなくさせていただきました。その分、安い料金で登山者が山へ入りやすくなったという利便性がございます。そういったことも含めると、収入は多少入込客がある分、ふえるという言い方もできるんですが、経営的に大きく収入が伸びるという言い方は、ちょっと難しいのかなというふうに思っております。今のところ料金は町内、町外、区別をしないという方向ではおりますが、今後の状況によっては、またそういうこともするかもわかりませんが、今のところそういうことは考えていないということでございます。

それから、同じく42ページの地域間交流でございます。この記述につきましては、B & Gの利用の話でございますが、訪れる人が多いか少ないかというような認識の違いもあるとは思いますが、実際にB & Gを使っていたいておりますのは、うちの大会もそうなんですが、高校生も昴学園、宮川高校、相可高校あるいは津商業といったところからも練習に来ていただいております。社会の方が来ていただいたり、県の大会があったりということで、シーズンを通じていろいろな方が、大台町へ来ていただいております。このようなことも含めて、こういうような現状の記述をさせていただいております。

ただ、それがB & Gができて30年近く経つようでございますが、その当時から比べて発展していないというのですか、表現がどうかわかりませんが、拡大してないというのが、そういう感覚がございますので、この問題点として停滞というような言葉も使わせていただいております。町長もご挨拶の中で、今度の大会は60組ぐらい出るようにというようなことで、力も入れていただくようなことでございますので、そういったことに対して、今後交流を深めていきたいというふうなことで、この計画をまとめておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（大西慶治君） 一言お願ひを申し上げます。質問者に対して答弁の途中の不規則発言は、厳に慎んでいただきたいと思います。

続いて、総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 堀江議員の災害時要援護者避難支援対策のことについて、お答えをいたします。

大台町では、平成19年度に要援護者名簿というのを作成をしております。これは区長さんらにお願いをいたしまして、要援護者を拾い上げてくださいますということで、台帳を作成しておりますんですけども、今、堀江議員が指摘されましたように、その基準が非常にあいまいでございました。

それで、なおかつ現在、平成22年になっておりますけれども、その台帳がまだちょっと更新されていない状況でもございます。その一方、民生委員さんの高齢者部会というのがございまして、その高齢者部会の中で、一人も犠牲者を出さないということを、そういう観点から高齢者を中心としたマップづくりに着手をされました。

後先するんですけども、総務課としても、先ほど議員おっしゃられましたように、避難支援計画の策定が必要でございます。その中でこの8月に私どもと社会福祉協議会と町民福祉課と健康ほけん課と広域消防と、情報を共有化するために、この5者がよりまして、今後の進め方について相談をしたところでございます。その結果といたしまして、10月に区長会がございましてですけども、区長さんに名簿づくりをお願いするわけなんですけれども、その中でいわゆる定義づくりと申しますか、高齢者の方であるとか、外国人であるとか、大台町には介護の関係の情報もありますので、そういった情報をもとにして、名簿づくりを進めたいと考えておるところでございます。

その要援護者の関係でございまして、先ほど議員おっしゃられましたように、例えば妊産婦さんでありますとかすると、すぐ情報が1年たつと変わっていくというようなこともございますので、そういった点につきましては、町民福祉課が民生委員さんと区長さんと連携をいたしまして、データの変更等を常時行ってまいりたいと考えておるところでございます。

議長（大西慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（磯田諄二君） 過疎計画の参考資料の中に、8ページですけれども、日進保育所の建設について、平成25年度から掲載されているということの中で、過疎促進計画のほうに記述がないのではないかとということですが、第1次総合計画のほうはちょっと企画課長のほうと変わりますので、先にそちらのほうをお答えしたいと思います。

促進計画の70ページの一番初めの対策のAですけれども、保育所の施設の充実を図るということの中に含まれていくというふうに考えておりますので、こういうことになってくるものと思います。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東久生君） 先ほどご指摘をいただきました、日進保育所に関する、過疎計画にはあるけれども、総合計画には載っていないとことですが、総合計画の53ページにこのような記述があるわけですが、多様な保育サービスの提供を図るとともに、乳児保育、ゼロ歳児保育を実施しない保育所については計画的に整備を進めますというようなことの記述の中で、その保育をするためには施設整備が必要だということで、読み替えをさせていただくということをごさいますして、実施計画がないという話につきましては、慣例的に毎年3月の議会の時に、総合計画における実施計画の変更については、議会の皆様にご報告をさせていただいておるということで、年に1度そういった見直しをさせていただいておる経緯もございますので、そういった過疎計画にあって、総合計画の実施計画にないものについては、今度の3月の議会の時に、計上させていただいて報告するというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います、このように思います。よろしく申し上げます。

議長（大西慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（磯田諄二君） 参考資料の8ページに配食サービス、平成25年度から800万円という額が記載されておりますけれども、これはどういうことかと言いますと、今、現在給食サービスというようなことで、社会福祉協議会等で行っておりますけれども、またそれ以外に町内の施設が、ことしの

4月ぐらいまで、そういった社協のとは別に、配食サービスというのを行っておりました。

ところが、その施設がいろいろ採算性ということが合わないということの中で、4月以降取り止めたというような経緯がございます。というのは、日進地域のほうは配食サービスはいけるけれども、こっちの今までは三瀬谷地域のほうも配食サービスをしていたのですが、この三瀬谷地域のほうはどうしてもちょっと採算性が合わないということで、これを断念をいたしました。

で、断念したことによりまして、三瀬谷地域のほうの方も、その配食サービスを受けていただける方がおりましたので、これは食べることで、食生活ということになりますので、これは何とかいい方法はないものかということで、平成25年度ぐらいから何とかしていけたらいいなと思い、このようなことを上げたんですけれども、大台町を4地域ぐらいにわけまして、1日5時間ぐらい作業ということと、月30日ということの中で、人件費等も含めると約576万円ほどかかってくるように思います。

それに対して、車の燃料代等が約150万円ほどかかってきておりまして、これで720万円ほどになりまして、それで800万円という金額を計上させていただきます。以上です。

議長（大西慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（磯田諄二君） 同じく参考資料の8ページの小規模作業所が、平成24年度から空欄になっているということでございます。これにつきましては、堀江議員おっしゃられるとおり、平成24年度から県の補助がなくなるというようなことございまして、これに代わるものは何かという、今検討している最中なんですけれども、この8ページの小規模作業所から10行下のところに、障がい者介護給付事業というのがありますけれども、そこへ向いて検討ですけれども、ここへ向いて移行していきたいとは考えております。

これについては、国の補助と県の補助等もありますし、またどれに乗り換えるかということ、今度新しい障がい者自立支援法の中の就労継続支援型というの

があるんですけども、これへ向いて移行していったらどうかと、今まだ検討中ではございますけれども、このようにしていきたいと考えております。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） 続きまして、77ページの大台厚生病院施設設備について、近隣町とともに支援を検討しますという記述の中で、現在の交渉というんですか、厚生連との話し合いについての状況というお問い合わせだったというように思います。

議員の皆様も既にご承知のとおり、厚生連のほうからは当初土地の提供と建物を建ててください。運営費も補助してくださいというような冒頭の提案があったと。それに対しまして、大紀町と大台町では、土地は2町で用意します。建物については3者で負担をしましょう。運営費は出せないというような返事をしたところでございます。

それから、その後、事務レベルで話をしておったところでございますが、どうも厚生連側としては、当初の提案は譲れないというような話がございまして、頓挫をしているわけでございますが、実はこの厚生連の要求につきましては、隣の南伊勢町の事例をもとに要求をしていることございまして、県内のほかの自治体あるいは県外の自治体の状況を見ると、なかなかこれはそんなに使用していないというような状況もあるようでございますので、大紀町長におかれてはそういった事例も、今現在調査をするというふうなことで、現在調査をしております、そういった他県の状況も踏まえて、改めて大紀町、大台町の支援提案をまとめあげて、これから厚生連と協議をするというふうなことでございまして、現在そういった交渉は中断をしているというところでございます。以上でございます。

議長（大西慶治君） 報徳病院事務長。

報徳病院事務長（尾上 薫君） ジェネリック薬品の導入の現在の状況というところでございます。ジェネリック薬品につきましては、ドクター個々のジェネリック薬品に対する信頼性の問題がございまして、なかなか導入が進まない

状況となっております。

患者様から求められれば、その都度少しですけれども、対応しているというような状況でございます。負担の軽減に向けて導入を図っていきたいと、このように考えております。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 給食の関係につきまして、資料のほうに数字がないと、空欄ということのご説明をさせていただきます。

以前から大変給食につきましては、課題として教育委員会でも取り上げてまいりました。しかし、現時点では検討はしてあるんですけれども、余りにも課題が多いといえますか、どういうふうな形式、または自校方式なんか、センター方式なんか、センター方式にしても、一部現状の学校が新しい施設が、まだ使用可能であるという、もったいないといえますか、そういう部分も含めて、一部のセンター化になるのか。

委員会のほうでは自校方式というふうなお話もいただいておりますけれども、その部分、また場所、費用等々のことがありまして、まだ具体的な部分が見えておりませんでしたので、今回上げさせてはいただきませんでした。

これにつきましては、前向きな検討ということで入っておりますので、大体具体的な部分ができ次第、数字は上げさせていただきたいという思いを持っております。そのようなことですので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 1点目にお伺いをした構成割合でありますけれども、昭和46年から平成21年までの1位、2位は先ほども言いましたけれども、交通通信ということで、2番目には生活環境でありましたけれども、この平成22年から平成27年においては、構成割合の高いものが生活環境の整備ということで、2番目に高齢者等保健福祉の向上ということで、3番には交通通信体系の整備というふうな構成という説明がありました。

やはり、こういう数値でずっと平成22年も平成23年もずっと続いていく

んだらうと思いますけれども、2位、3位の間で、順位が変わることもあるかもわかりませんが、51.34%が生活環境の整備ということで、先ほども申し上げましたけれども、水道整備ということが多くなってくるんじゃないかと思うので、その点についてお伺いをいたします。

2点目にお伺いをした交通の問題ですけれども、民間との格差で私は値上げするのかなというふうに読んでしまったので、値上げするのかなというふうに質問したんですけれども、公共交通にあうように、負担をしていただきたいというふうに、説明があったんですが、値上げはしないというふうにも、あれは独り言でしたよね。

答弁に対しては、不規則発言に対しての答え方というふうな感じだと思うんです。私は聞いて答えてないんで、不規則発言に対して答えたということは、それぞれが独り言を言っているだけなのかというふうに思っておりますので、再度確認をするわけですけれども、公共交通に見合うよう負担をしてもらうという点については、もう少し詳しく説明を求めたいと思います。

それから、地域間交流でレガッタのことを取り上げたわけですけれども、先ほど山本議員も現況、問題点、対策という流れでということで、この流れはどうなんだというようなことも言われておりましたけれども、私はそれも一理あるし、読んでいて、私が先ほど聞いたのは、現況と問題点がひっくり返っているような気がしたので、その点。説明はあったわけですけれども、もう少し現況をシビアに見たほかがいいんじゃないのかなというふうに思ますので、再度伺います。

それから、防災ということで、説明もいただきましたけれども、今後また名簿の整理をされて、データ化もされてくると思うんですけれども、妊産婦等については、それぞれ変わってきますからという説明があったんですが、外国人の方はどうされるのかという点についても伺いたいと思いますし、細かいことは今後決められていくと思いますけれども、高齢者についても独り暮らし家庭でいくのか、高齢者のみの世帯でいくのか。年齢も65歳を基準にするのか、

75歳であるのか、そういう点については、まだ決められていないということをお伺いいたしたいと思います。

それと、日進保育所の件ですけれども、総合計画には具体的に、日進保育所という文言が入ってないので、私は伺ったわけですけれども、それは保育所を建て替えていただくという計画があるということは、大変評価もいたしますし、いいことなんですけれども、読み替えてというふうに説明をいただきましたけれども、日進保育所となっていないのにという意図としましては、日進保育所の文言が入っていないから、どうなのだという聞き方をしたのであって、日進保育所では具体的にこうなんですという地域の方からも、こういう要望がありますとか、保護者の方もこうですという、建設は昭和49年でしたか、ちょっと古いと思うんです。その点についても説明を求めます。

配食サービスですけれども、社協ではそれぞれ合併前、合併後ということで、配食サービスをしておりますけれども、それは今後も続けていくということの確認の質問と、それから、それ以外のこれまで民間の方がやっていた配食サービス、民間ではないのか、栃原にある介護施設が行っていた配食サービスが、それが採算がとれなくなって、できなくなったので、町が代わってその配食サービスをやっていくんだという説明だったかと思っておりますけれども、平成25年度からという事業計画になっておりますけれども、食べることは大切だという説明もあったのに、平成25年度からでいいのかという点についてお伺いをいたします。

それから、小規模作業所のことですけれども、このことも県の補助がなくなるということで、就労支援型へ移行していく考えであるという説明があったんですが、この前の委員会でも数々の疑問点というか、大変な問題点が出されたわけで、課長も同席していただいていたわけで、その移行にあたって、自立支援法に基づく就労支援型へ介護給付事業の支援型へ移行していくことについて、問題点がたくさんあったと思うんですけれども、それはクリアーされていくというふうに考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

それと、中学校給食のことについてですけれども、これまで中学校給食の早期実現をと、ずっと質問もしているわけですが、何か前向きには検討していますと言うんですけれども、その前向きの検討期間中が、余りにも長いような気がするんです。具体的に全然動きが見えません。今回も空欄ということで、答弁はずっと変わらないです。学校給食法ではきちんと教育の一環として、提言がされているわけですから、その点、一体どのように考えているのか、お伺いをいたします。前向きな検討が長すぎると思います。再度答弁を求めます。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） まず1点目の生活環境整備の51.34%の中身でございますが、議員ご指摘のように、簡易水道総合整備事業がこの6年間で55億2827万5000円、盛り込まれておりまして、この108億1431万6000円の50%強の割合を占めておるということで、その事業が平成27年までの部分で、大部分を占めておるというご指摘のとおりでございます。

それから、2点目の公共交通の料金の話でございますが、値上げは考えておりません。公共交通と同じような負担にならないか検討をさせていただくということでございます。

それから、もう一つ地域間交流の話でございますが、そういったご意見もわからなくはないんですが、我々としてはこの計画で、そんなに違和感はないのかなというふうに思っておりますので、何とぞご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、日進保育園の計画の話でございますが、この過疎計画を見ていただいても、現況あるいは問題点、それから対策の中で、日進保育所という記述はございません。ただこの参考資料の中で、事業として日進保育園という言葉を出させていただいておりますので、当然先ほど言いましたように、総合計画の中でも、日進保育園という記述はありませんが、日進保育園を整備しなければ、ゼロ歳児保育ができないということで、読みかえをするという、計画の一つの手法としてはあらゆる部分に、臨機応変に対応できるように、幅広く読み

変えられるような記述をするというふうな、一つの方法でございまして、そういうふうな方法で、日に日に出てくる事案について対応できるようにしておるといのがございまして、先ほども申し上げましたように、今度の3月に皆様にご報告させていただき総合計画にも、実施計画の中には、日進保育園という言葉で記述をさせていただいて、ご報告させていただきということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（磯田諄二君） 配食サービスのことなんですけれども、社協がやっております給食配食サービス、これは継続してやっていきます。それから、民間がやっていた配食サービスは、平成25年度からでいいのかということなんですけれども、これも非常に難しい、いろいろな問題がたくさんあります。

その民間がやっていたのは、配食ができないということですので、つくるとは多分やってもらえるんじゃないかということの中で、その辺のところはまだ調整はしてないんですけれども、もしそういうことであれば、年度はちょっと早めてできるのかなということは考えられます。またその何時かということはないんですけれども、早めることはできるんじゃないかなという気もしておりますし、調整はしてないですけどね。後その25年度からというその配食サービス、これは他の町村なんかでも、これはちょっとやっていなくて、非常に難しい問題も一杯あるようなことがありましたので、ちょっとこれが未定なんですけれども、そういうところも考えながら、平成25年度ということで計画を上げさせていただきました。

議長（大西慶治君） 申しわけございません。指名が前後しました。

総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 外国人の方と高齢者独り暮らしとか、年齢とかの定義でございまして。一律に例えば外国人の方とか、高齢者65歳以上、独り暮らしで線を引くと仮定しますと、町のほうで名簿づくりは簡単にできます。た

だ例えば外国人の方でも、国が規定しておりますのは、日本語に不慣れ、日常会話ができないとか、そういう方を要援護者にしなさいというようなことでございますし、また高齢者の中でも十分おじいさん扱いしてくれるなという人もございますし、そういうふうないろいろなことがございまして、ま各関係機関ときっちりと定義づけは、まだ行っていない状態でございます。

それでもう一つ問題がございまして、要援護者名簿に載せますと、誰でも見れるというような状況も出てまいりまして、要援護者名簿に載せてくれるなという家族の方もみえまして、それが要援護者名簿をもって全部、その方が全部が要援護者というか、要援護者対策を講じる人だけではないわけですし、それ以外に載せてくれるなという家族もあつたりしますので、それとは別にまたいわゆる以外で除かれてきた危機管理名簿というようなことも必要かと考えておりますので、ご質問にございました定義につきましては、十分検討して区長さん等をお願いをいたしまして、名簿づくりを進めたいと思っております。

議長（大西慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（磯田諄二君） 小規模作業所の件でございますけれども、いろいろな問題があつて、それがクリアーできるかということでございますけれども、確かにいろいろな問題がございます。例えば作業していただいた平均工賃が3000円ぐらいを上回らなくてはならないとか、いろいろなことがありますけれども、3000円というのは、3000円程度という文言も入っておりますので、これのところがちょっと微妙なところがあるんですけれども、そういったところもクリアーしていかなければならない。また今し、小規模作業所をやっています施設も、手狭になってきたということから、そういった問題もありませんし、また待機的な方もみえておりますので、この辺のところはやっぱり何とかクリアーしていかなければと思っておりますけれども、具体的にちょっと今のところはどうしていくということは、まだ検討中ございまして、今後それは更なる課題になると思っておりますので、今後そのクリアーができるような方向の道筋で取り組んでいきたいと、そのように思っております。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 検討が長すぎるというお話ですが、大変いろいろなことがありますので、時間がかかっておるといふうなことで、ご理解いただきたいんですが、現時点では先だっても、親子給食方式ということで、事業料の検討とかさせていただきます。現在いろいろな方式にどれぐらいの費用がかかるのかというのを、いろいろな方式をもって、ちょっと今検討に入っております。そのようなことですので、我々としてはかなりの事業料ということですので、事業費についてはやっぱり効果的な部分で、事業費を入れていかないかんという思いもありますし、それも含めてまたほかの統合という問題の中でも、悩ましい部分もあるんですけれども、そんな中で、かなり我々としても早いところ結論はつけたいという思いはあっても、事実上、大変検討課題が多いということで、ご理解を賜りたいというふうに、私としてはそういう部分では、なにべく早く結論を出していかなければならないだろうという認識は持っておりますけれども、果してそれが何年にどうだということは、今現時点ではなかなか見通しとしては、わかりにくいというふうに判断をしております。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

堀江議員。

1番（堀江洋子君） 配食サービスですけれども、まだ難しい問題があるというふうに説明を受けました。配食の運送が難しく、つくることはその施設で可能ではないかというような答えだったと思うんですけれども、年度は早められる気がすると言われたんですけれども、気がするでは、住民の方は困るわけで、早くすべきだと思うんですよね。その点。気がするというのは、大変不安を感じると思うんです。先ほども言われましたけれども、食べるのが大切ということであるならば、もっと早めるように、行政は動いていかないといけないと思うんですけれども、問題点をクリアーできるようにしていくことが必要だと思いますので、その点、再度答弁を求めます。

それと、小規模作業所のことでありますけれども、平成24年度から補助金

はなくなるわけで、自立支援法に基づいて小規模作業所も移行していくという考えで、町はいるということでありますけれども、3000円の工賃をクリアしないといけないとかいうふうに、先ほども説明もされていましたが、身障デイサービスと小規模作業所の利用している方の中で、区分を決められて移り変わりしないといけないようになってきますよね。作業所にいる方が、デイのほうへ行くには、いろいろな問題もあるというふうに、この前も委員会で説明があったわけですが、そういった点というのが、すごく大きいと思うんですけれども、その点はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

それとさっき学校給食の大もとであります、給食法ですね、これについての学校給食法についての答弁がありませんでしたので、一体どのように考えているのかお伺いをするものです。

議長（大西慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（磯田諄二君） 配食サービスの件ですけれども、難しい問題があるということですが、これは確かに自治体が役場が実際にどうしていくかということになると、民間に委託すれば、一番いいのかなとは思ったりもするんですけれども、例えば配食するための車はどうするんであるとか、いろいろな問題が出てくるということも聞きました。

そんな中でそういったことの調整なんかもしながらということでしたので、平成25年度までに調整をして、それぐらいからできればいいかなというふうに思っておりますし、また民間の業者なんですけれども、問い合わせはしたんですけれども、明確な回答はまた今後検討させてくださいということでしたので、町民福祉課としましては、確かに食生活のことなんかもありますので、早くやっていきたいというようなことは、当然思っておりますので、この辺のところはもう一度再度調整をして、1年も2年でも早くできるものであれば、そのサービスをやってきたいと、そんなふうに思っております。

それから、小規模作業所、平成24年度から県の補助がなくなるということ

で、いろいろと小規模作業所へ入っている方、また身体障害で宮川の社協に入っている方と、移り変わりが発生してくるというようなことも、当然考えられるわけなんですけれども、これが変わってきますと、非常に入っている方々が、非常にストレスが高いというところ、これはちょっと聞いておりますので、この辺も確かに問題があって、変わってしまって非常にその人の情緒というんですか、非常に不安定になってしまっているということも考え合わせますと、変わるのはいないんじゃないかというふうにも考えておりますし、じゃどうすればいいんかとなってくると、これも難しい問題でございますし、一番いいのは何ちゅうんですか、施設等の充実をさせていただいて、そこへ十分受け入れることのできる施設等があれば、一番いいんかと思うんですけれども、今のところ移り変わりの方がどうなるかということに対しては、深くは考えておりませんので、確かにそういった問題などもクリアーして、これから進めていきたいと思っております。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 給食法でございます。我々は給食法に限らず、法律は遵守してなければならないというふうには認識をしております。この件というふうな、法律についてはそういう形で思っておるんですけれども、今の時点ではかなり難しい問題がありますので、前向きにさせていただいておるということで、お答えとさせていただきたいと思えます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

中西議員。

12番（中西康雄君） 75ページですね、町営病院の問題点が記載されております。四つほどあるわけなんですけれども、一番の医師の確保が困難となっているというのは、大変平素から努力をしていただいおって、報徳病院の問題だけじゃなしに、ほかの地域、全国的な問題であると、このように認識をするところでございます。

2番目の質の高い医療を提供する医療機器が充実できていないというのや、

これに対しての対策は、わずかながら年度にわかれて予算が計上しているのですが、質の高い医療を提供するための医療機器かどうか、判断はできませんが、これはこれでいいと思うんですけれども、3番目の病院経営の採算が取れてないということの点なんですけれども、3500人近い住民の安全安心を数字に置き換えれば、報徳病院というのは十分採算は取れていると、僕は認識するところでございます。

一番問題なのは、4番目の施設が老朽化してきており、耐震強度が不足している。こういうこと認識をしておりますながら、その対策が示されておらないことでございます。開院時には、職員が何十人、そして患者は何十人お預かりしている施設の耐震の問題を放置するということは、一番の問題だと、このように考えております。6年間にその対策が示されておらないということは、6年間放置するということでございます。この間には、大変また老朽化が進むと、このように認識するところでございます。

これは町長にお聞きしたいと思うんですが、こういった問題も検討する中で、私は耐震補強をすることよりも、むしろ新しい施設をつくって、対処したほうがよいのではというような思いをしておりますが、町長の考え方をお聞きをいたしたいと思っております。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） ありがとうございます。昭和47年度に現在の報徳病院が整備されまして、現在に至っておるわけなんですけど、途中リハビリ棟なり、あるいはレントゲン室とか、いろいろな形で整備をさせていただいて、増補改良というふうな形で、ここまで来ているわけでございます。

この耐震強度が不足していると、こういう問題点は当然あるわけなんですけど、耐震補強はもうできません。やろうと思っても、もう実際に営業をしばらくとめやないかんというふうなことです。やるんなら新築というふうなことでございますが、その新築というふうなことになりますと、現下のいろいろな状況がある、取り巻く環境があるわけなんですけど、その踏まえまして、この

6年間の間に計画へあげて来るといふうなことは、少し無理かなといふうに思っております。

その後の対応といふうなことになってくるだろうと思いますが、こういうことで今この6年間のところへ向いて、具体的に数字として上げてくるというのは、少し困難と、こういうようなことでございます。長い目で見た時に今の形をそのまま移行でいいのかどうかとか、あるいは高齢化もまだまだ進みますけれども、そういったようなことも踏まえていかないかんのかとか、いろいろな思いがございますので、今のところ医師確保といふうなことへ向けて、注力しながら対応を図っていかないかなといふうに思っております。

施設としては、そういうふうな感覚でございますので、よろしく願いしたいと思っております。

議長（大西慶治君） 中西議員。

12番（中西康雄君） 二つの町が合併しまして、大台町地域の一番の問題点は、簡易水道だと私は認識し、この問題が解決する方向性も出ました。旧宮川地域の問題というか、問題意識は安全安心の要である報徳病院の存亡問題であります。これが町長の耳にも大きな声として届いておりますが、町長もどのような思いを持っておられても、町長の任期は後3年半ぐらいですね。その後はどうなるかわからない、このような思いをいたしております。

ですから、今町長が長いスパンのもとで思いを持っておりましても、それはどのように町政を担当する人の思いで変わるかわからない。このような危機感を私は持っております。ですから、私は町長が在任中に、この問題についての基礎的な進め方を決めていただきたい。我々に示してもらいたいと、このように思っておりますので、再度町長の思いをお聞きいたします。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） 基礎的な方向は、病院存続といふうな形で進めておりますので、そのための医師の確保、そういったことに注力をあげていくと、こういうようなことでございます。

ですので、この6年間の間にはこの施設を整備するとかいうふうなことには、すぐにはなっていないということでございます。ですので、考え方としては私がやっておろうとやっておるまいと、今の将来ずっとその時々の関係者が、病院のあり方というのは、こうあるべきだというふうなことを、お考え当然していかなければならないわけですから、宮川地域に対しての報徳病院のあり方というのは、どれが一番ベストなのか、あるいはベターなのか、そういったようなことは、しっかりとお考えはいただいなければいかんだろうと思います。

そこにはやはり地域の皆さんの思いというふうなものもございますし、今の時点としては病院を存続しながら、安定して医療というものが実行できるような、そういう体制づくりがまずは当面必要であろうと、こういうことで考えているところでございます。

議長（大西慶治君） 濱井初男議員。

8番（濱井初男君） 高速道路の無料化社会実験が始まりまして、入込客がふえてきておるということでございます。

今回、加えて大杉谷の登山道が一部開通するというところで、これもまた地域活性化のために非常に有利であると、期待しておるわけでございますけれども、このことにつきましては、ありとあらゆるケースにおいて、パーキングエリアあるいは道の駅、行政、観光協会等々でPRをしていかなければならんと、このように思うわけでございます。

そこで、この登山道のことでございますが、33ページに観光の中に、Bでございますけれども、宮川ダム湖周辺を中心に、施設整備を含めて大杉谷地域の観光振興について検討しますと、こういう下りがございます。資料につきましては、平成23年度に、ページ数は2ページでございます。下から8行目に観光船1艇、平成23年度に2500万円、それから栈橋3基が、同じく平成23年度に600万円という計上でございます。

このことについて、お聞きしたいんですが、まず平成23年度に1艇ふやす

ということでございます。今年度は、登山が10月1日から11月30日まで、当然これから間に合わすようなことはできません。現状のままで進んでいくと思うんですけれども、来年度は4月中旬から11月末までの予定で、運行を計画しておるわけでございます。

そうしますと、来年度の新規導入ということになりますと、途中で導入するというようなことになりますと、また運行が一時的に中止をするということもなりかねませんし、だんだん遅れていくということになるわけでございます。私は本当は本年度中に予算計上して、準備をしておくべきではないのかなと思うわけでございますが、この点、計画、導入時期等についてのことを、まずお聞かせいただきたいと思えます。

それから棧橋でございますけれども、3基改修をするということでございます。現在も3基あると思えます。まず入口でございますけれども、ここに1基、両面に観光船が着くことができるということでございます。奥に恐らく二つあると思うんです。残念ながら私は、16年災以降もそうでございますけれども、あちらのほうへ行っておりません。ただ一回、周遊で回ったことがございますけれども、そういう状態でございますので、船着場が二つあるということ、恐らくそうだろうと思うんですけれども、なぜこの二つ必要なのかということ、恐らく登山道が2カ所あって、離れた場所にあるということだと思えるんですけれども、そういうことなのかということをお聞かせいただきたいと思えます。まずその2点について、お聞きしたいと思えます。

それから、管理でございます。管理のほうは今、運行条例に基づいてエスパールが行っております。料金もそうでございますが、このエスパールが管理をするということで、業務の内訳が運行業務、それから設備の管理、あるいは船の管理ということになっておるわけでございますけれども、これらの管理が例えば大雨時とか、それから台風時などの時に、エスパールは当然距離が離れております。そういう時の管理というのは、どういうふうにしておるのかということにつきましても、お伺いしたいと思えます。

議長（大西慶治君） 大杉谷出張所長。

大杉谷出張所長（寺添幸男君） 濱井議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず33ページの計画のほうの観光の中のダム湖周辺の観光振興についてでございますが、大杉谷は大台町にとって、観光の大事な地域でございます、町としていわゆる町が主体的に観光振興をしていくという位置づけでございます。その中で、また後でご審議をいただく補正予算の中にも入っておりますが、今のところは要望のあった桜等の整備をしながら、沿道の景観整備をする等々やっていきたいと思っています。

それと合わせて計画の参考資料の3ページでございます、観光船、栈橋についてのご質問でございますが、平成23年度といたしまして、前回の計画ではもう少し後でございましたが、前倒しをさせていただきました。ことしも10月から11月30日の間、オープンさせていただきますが、余り一般質問でもお答えさせていただいたように、それほど、登山者が急激にふえないと思います。来年度からお示しさせていただいたように、桃の木がオープンする可能性もございますし、七ツ釜小屋まで行ければ、登山者が急激にふえます。その時期がかなり遅れると思います。早くて今ごろだと思っています。そういうことで何とか、平成23年度中に整備できれば可能だと思っています。

それと、今現状として第6宮川丸のほうが動いておりますので、当面はこの1隻で対応は可能かなと思っています。それと栈橋につきましては、実は登山口いわゆる降りるほうですね、登山口に近い降口というのは、5カ所ございます。第1から第5ございまして、第1はほとんど使っていません、水が少ないということで、第2から第5を使いますが、その中でやっぱり栈橋を、本来は5カ所ともあったほうがいいんですけども、ある程度移動できる形、移動式の栈橋の使っておりますので、それをある程度置いておくという形で2カ所、今も2カ所ございますので、2基置いております。これも16年災害から一度も修理も何も当然してませんので、もうやり変えるという考え方です。

それから今、登山センターのすぐ下にございます、発着場ですね、今、船を係留しておるところでございますが、こちらのほうは今の施設を少し直さなければ、16年災害のように沈没しましたので、ああいうことも可能性として、なきにしてもあらずということで、広げたいということで、3カ所ということでございます。

それから、大雨時に急激な、いわゆる逆に放水時の対応でございますが、ここには上げてございませませんが、今の段階でその船を点検も含めて、どのような形で点検も含めて管理していくかということ、実は議論させていただいております。今のところ一番いいのは、ここには入ってございませませんが、昇降機というのがあるんですが、非常に高価なものでございまして、費用対効果も考えた時に難しいかなという思いもございまして、何らかの方法で、そこら辺は管理できる方法を考えていますし、エスパール交通さん自身が、大杉谷出身の方でございまして、大台町の上三瀬のほうに事務所を持ってみえるので、遠方でございます。地元でもう少しそこら辺を連絡できる体制といたしますか、そこら辺を少し考えていきたい。先ほど申し上げた地域協議会というのをつくったのも、そこら辺のことも業務として発生するかと思っておりますので、そこら辺でご理解いただきたいと思っております。以上です。

議長（大西慶治君） 濱井議員。

8番（濱井初男君） わかりました。

今、廃船した船が発着場にそのままになっております。それが棧橋代わりのような形で使われておるんじゃないかと思うんですけれども、これは早く撤去しなければならないと思うんですけれども、いつごろ撤去する予定なのか。棧橋がきちっとできた段階でするのかといったところを、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、今のその管理の問題は、地域協議会のほうで検討していくということでございますけれども、やはり町行政の管理責任というの、やはりあると思うんです。委託契約で任せておるから、放ったらかしやということではい

かんわけで、地元の人との話し合いの中で、町行政がやっぱりしっかりと基本的なことは管理をしていく。もちろん修繕なんかは10万円以上は、町が負担するということになっておりますけれども、そういう台風時とか緊急時、災害が起きそうな時期ですね、かなり水位が数メートルも移動するわけですので、そういうようなことも含めて、やはりきちっとした管理を図っていただきたい、このように思うんです。再度お願いします。

議長（大西慶治君） 大杉谷出張所長。

大杉谷出張所長（寺添幸男君） 廃船の件でございますが、前の第7号船という一番新しい、16年災害で浸水した船につきましては、エスパール交通が購入いただきまして、廃船されています。

今、置いてございますのは、もっと古い第5という船で、これは浮いているだけでございまして、栈橋として使っています。栈橋に登録しています。船ではございません。これをどうするかという議論は、実はまだしておりません。エスパール交通としては、これを残しておいてほしいと、今、古い方でございますが、こちら辺は再度検討させていただきます。

それから、町の管理責任の問題がございまして、当然、船、栈橋全て町がつくるものでございまして、町の管理責任がございまして、エスパール交通さんのほうは、いわゆるそれを委託させていただいておりますので、町の管理責任というのは大きいでございますが、私が地域協議会にお願いしたいのは、いわゆるそういうふうな身近におる方々が、いわゆる状況をお伝えいただくというサポート役という形で、地域協議会とか地域の方々が協力いただけるような体制をつくりたいということでございまして、よろしく申し上げます。

---

議長（大西慶治君） 質疑の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開は11時30分とします。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時30分 再開)

議長(大西慶治君) 休憩前に続き、質疑を行います。

質疑ありませんか。

直江修市議員。

6番(直江修市君) 議決権は議会の持つ権限の中で、もっとも本質的、基本的なものであり、議会の存在目的からも第1に上げられる権限であります。冒頭、本案につきまして、担当課より訂正をいたしますということで、訂正内容が説明をされました。

私は、この訂正内容を見ますと、例えば22ページ産業の振興ということで、農業の現況と問題点が書かれておりまして、農地の整備はほ場整備済面積が324ヘクタール、約53%であり、小区画の不成形な土地が半数以上占めていますという現況が、ここには書かれておるわけなんです。これが間違いであったと。正しくは181ヘクタール、約35%であって、土地の半数以上を小区画の不成形な土地が占めているという表現が、多く占めていますという表現に変わってはおるんです。

そうしますと、当然問題点、対策にわたって計画の内容が、この問題の全般に渡って、変わってくるわけなんです。担当課は324ヘクタール、53%という数字を踏まえて、問題点、対策ということを組み立てられたのではないかというふうに思うんですね。そうしますと、根本的にこの数字が違うわけですから、おのずから問題のとらまえ方や対策の示し方なんかも違って来るんですね。

そうしますと、私どもは後に説明のほうで、年度別の事業計画が、概算事業で上がっていますけれども、ここらも全部変わってくるわけです。この現況や問題点、対策を受けた場合にですね。そんな重大な瑕疵のある議案を、審査せえとは何事ですか。口頭で訂正を求めて、それで済まされていくということは、まさに議会の権限を無視した行為やと、私は思いますよ。

事前にこういう重大な訂正があるにも係わらず、議会運営委員会にも話もしない。議会軽視じゃありませんか。本来は本案は撤回をして、正すべきところは正して、改めて提案する、これが常道であります。このことについて見解を求めます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） おっしゃられることもわかるわけですが、この数値の拾い方等につきまして錯誤があったと、こういうことでございまして、冒頭訂正を申し上げたようなことでございまして、この324が181になったり、その他の整備率等が変わってきている。こういうことでございまして、そういうことで実際に全協にもかけて、そしてまた県協議もし、そういうふうな形で手続きを済ませてきている中で、そのような変更が生じてきたと、こういうようなことで大変申しわけなく思っております。

ただこのことにつきまして、おっしゃられるように、324というものをとらまえながら53%の整備率と、こういうようなことが35%というふうなことになってきまして、それによってこの問題点あるいは対策等への示し方が、変わってくるのではないかと、こういうようなことでございまして、しかしながら、現況は今の整備というふうなことも、中にも発生をするだろうと思いません。

しかしながら、この181で320であったとしても、必要なところは必要なところでしていかないかというふうなこともございまして、また遊休農地等の解消等も図っていかねばいかんというふうなことでもございまして、この数字のとらまえて見た時にも、大きな差異が生じてきておるところでございまして、大変申しわけないことでもございまして、それによりまして問題点なりあるいは対策の示し方に大きな影響は出てこないものというふうに思っているところでもございまして。

大変申しわけないようなことでもございまして、この数値の訂正をもって何とか、ご審議を願いたいと、こういうふうに思っておりますので、その点よろ

しくお願いいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 直江議員。

6番（直江修市君） 訂正内容は、耕地1ヘクタール当たりの農道延長での整備率の間違い、水道普及率の率の間違い、農地の整備の整備済面積の間違い、こういうものだから、全体にそれほど影響を与えないというような考え方としたら、私は重大だと思うんです。

例えば19ページに町道の改良率がございます。平成20年度末39.7%、これが仮に20%という数字で間違えて、いろいろ問題点や対策を可決していった場合に、概算事業費なんて、随分変わってくるわけですよ。それはなべてすべての問題に私は行き渡ると思うのですよ。農業問題だから、広く課長は言いましたけれども、読み変えてとにかく農業を振興していくんだというような、大きく広げてその中にはほ場整備もあるんだとかいうような、言い換えていったらそれは切りないわけでありませぬけれども、やはりシビアに数字をとらまえながら、町の農業の現状を踏まえて、具体的な対策をとっていくというのが、真面目な行政への取り組みやないですか。

この内容で私は判断したらいかんと思うんです。前述しましたように、町道やったら大変なことですよ、これ。それで押し切られたんでは、たまったものやない議会は。空論の中で論議しておるようなもんなんですね。空洞、空論の中で、そういう点では私は本来この議案は撤回をして、改めて訂正をして提出するというのが、議会と執行部とのあり方だというふうに思うんですね。それが信頼関係ですよ、間違った数字で審査してくださいなんて、これはおかしいですよ。議案はあくまでもここですから、これは議案やないんですか。こっちですよ。これ資料なんですからね。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） すいません。事実このように議案として、提案をさせていただきました。その内容等につきまして、当然不備が生じてきておるといふふうなことでございます。そのことについて、議運にも諮らずに、一つの訂

正というふうなことで申し上げさせていただいたようなことでございます。何とかそういうようなところで、ご審議を賜りたいというふうに思っておるわけなんです、直江議員おっしゃられるように、これをもって審議せえというふうことになりますと、議会としても間違っただの普通の紙切れ一辺倒で、一遍の紙切りでそれで審議せえというふうなことになる、一体どういうことやというふうなことにも、なっまってまいりますので、この点、撤回も含めて我々のほうで少し検討させていただいて、然るべき手続きを取らせていただきたいというふうに思っておりますので、その点一つご了解いただきたいと思っております。

---

議長（大西慶治君） しばらく休憩をとります。

再開は午後 1 時とします。

（午前 11 時 42 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） ただいま、議案第 57 号の審議をいただいている最中でございますが、冒頭数値等に誤算がございまして、訂正をさせていただいたところでございます。

正式にこの訂正した部分が、議運等にお諮りしたものでなく、また議案の体をなしていないというようなことから、この本議案を撤回をさせていただきまして、新たに議案第 70 号として、提案をさせていただきたいと存じているところでございます。その 70 号でもって、ご審議を賜りますように、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。以上でございます。

---

## 日程の追加

議長（大西慶治君） 9月13日、大台町長から提出された議案第57号「大台町過疎地域自立促進計画について」撤回したいとの申し出がありました。

議案第57号 「大台町過疎地域自立促進計画について」撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

議案第57号 「大台町過疎地域自立促進計画について」撤回の件を日程に追加し、追加日程第1と日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

---

## 議案第57号の撤回の件

議長（大西慶治君） 追加日程第1 議案第57号「大台町過疎地域自立促進計画について」撤回の件を議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第57号 「大台町過疎地域自立促進計画について」撤回の件を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 「大台町過疎地域自立促進計画について」撤回の件を許可することに決定しました。

議長（大西慶治君） しばらく休憩します。

再開は午後 1 時 3 0 分とします。

（午後 1 時 0 4 分 休憩）

（午後 1 時 3 0 分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程の追加

議長（大西慶治君） ただいま大台町長から、議案第 7 0 号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、ただちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 0 号を日程に追加し、追加日程第 1 としてただちに議題とすることに決定しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、追加日程第 1 議案第 7 0 号「大台町過疎地域自立促進計画について」を先に審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

---

#### 議案第 7 0 号の上程～採決

議長（大西慶治君） 追加日程第 1 議案第 7 0 号「大台町過疎地域自立促

進計画について」を議題とします。

本件につきましては、議案第57号として提出され撤回されました。

追加議案として、議案第70号を上程されましたが、この過疎計画の議案につきましては、先ほど答弁等の説明が議事録に残ることから、57号での説明と答弁を省き、その続きから始めていただきたいと思いますと考えますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

異議がないようですので、

(「異議あり」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議がありますので、採決をとります。

続けてやる、先ほど私の説明のとおりでやることに賛成の方は。

1番(堀江洋子君) 先ほどは答弁等の説明の続きというふうに、議長が言われたと思うんですけども、続きという意味ですけども、先ほどの議案は撤回されたわけで、それは議事録に残ると、質問も答弁も議事録に残るというふうに私は理解しているんですけども、答弁等の説明の続きとなってきますと、私、先ほど3回しましたよね、その続きというふうに理解をするのか。それは別ということで、これは撤回されて新しい議案として出されてきたわけですから、また再度私が質問しようと思えば、3回できるわけで、どういうふうに判断をして、その流れですね、続きという意味は質問は新たに3回できるというのか、もう先ほどは終わっているから、私の場合だったら、終わっているから、3回済んでいるからもう新たにできないという意味で続いていくんですか。

---

議長(大西慶治君) 暫時、休憩します。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時37分 再開)

議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議長(大西慶治君) 今の堀江さんからの質問でありますけれども、新しく上程されたというふうな意味から、質疑は1から可能であります。すなわち堀江さんは3回あとできるということでございます。ただし、57号での質疑の答弁は省略をさせていただきたいということで。

申しわけございません。57号での質問と答弁は可能ではありますけれども、省略することができるということです。というのは議事録に残っておりますのでということでございます。

堀江議員。

1番(堀江洋子君) 私は3回また新たにできるということですがけれども、私はまた質問しよう、する、しないというのは、本人の意思のもとでということがいいんですね。

議長(大西慶治君) はいそうです。

1番(堀江洋子君) はい、了解いたしました。

議長(大西慶治君) 山本議員。

3番(山本勝征君) もう一回、議案第57号はこの新しく出てきた、議案第70号になるのかな。これについて、私一番先に質問して、答弁もろとるのやけれども、同じ質問しようと思ったんやけれども、それは可能ですな。

議長(大西慶治君) 可能です。

3番(山本勝征君) 私は、それだけ確認したらよろしいわ。

議長(大西慶治君) ただいま異議が出ましたので、このことについて採決をします。

ただいまこちらからも、また議員の方々からも質問がありましたけれども、このことについて、先ほどこちらの説明したとおりで、今後この先、進めてい

くということでもいいという方の。

2番（廣田幸照君） ちょっとようわからんのですけれども、議長が最初に発言されたのは、議案第57号で行われた議案は撤回されたけれども、議案第57号で行われた質問と答弁は省略したいと。これが議長から提出された提案でして、これについて異議ありということで、その間に堀江さんから、また山本さんから質問があって、質問できますな。こうやってできますと、省略すると言いながら、できると言うとする、それ何をもって採決をするのか。何ををもって採決するんですか。ちょっとようわからんのです。

---

議長（大西慶治君） しばらく休憩をします。

再開は午後1時50分とします。

（午後1時41分 休憩）

（午後1時50分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

議長（大西慶治君） 先ほど私がお諮りしました、質疑、説明等の省略の発言については、撤回したいと思いますが、お認めいただけますか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第70号の審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長。

企画課長（東 久生君） ただいま上程いたしました、議案第70号大台町過疎地域自立促進計画につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。この度、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、引き続き

大台町は過疎地域の指定を受けることとなりました。

この法律は、平成22年度から平成27年度までの6年間の時限立法でございまして、過疎地域の総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進するためのもので、大台町におきましても法の定めにより、大台町過疎地域自立促進計画を定めようとするものでございます。

計画策定に当たりましては、第1次大台町総合計画に基づき、過疎地域としての諸課題への対策と、地域の振興のために行うべき事業を計画いたしました。今回、大台町過疎地域自立促進計画を定めるに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。なお過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項に定められております、三重県との協議につきましては、去る9月3日に協議が整っておりますことをご報告申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本議員。

3番（山本勝征君） 質問をさせていただきます。まず私はイレギュラー発言して叱られるかわからんけれども、撤回するということは、答弁も撤回するんやないかという、自分の信念からもう一回質問したい、このように思います。

それと、もう一つ町長簡単に一議員の瑕疵があるということで、撤回したんですけれども、そのきちっと文書を読んで、どこにその撤回せんならん瑕疵があったんか。その辺のところ私は、いかにも簡単に撤回したさけえ、どこにあったんか。どこにあったんかなと、自分で疑問に思っておるんですよ。その数値が、全体におろした文言がどこにあって、現況はどこに影響があって、問題点はどこに影響があって、対策ですね、そのどこに影響があったんか。きちっと町長はあの時間に、パッパッとひらめいて考えたんかどうかという疑問を、すぐ感じたんですよ。だから、私はもう一回、本当はその答弁も欲しいんやけれども、ちょっと論外になるかいなと思ったもので、町長に答弁を求めるのや

けれども、非常に簡単に撤回したことについて、疑問を私は持つておるわけなんです。そんなんやったら、出さんだらよかったんやというふうに思ってますので、そういうような点、町長に答弁を求めませんけれども、非常に町長に対して憤りを私は感じております。けしからんことと思つておるわけです。

それで、その瑕疵があると言われて撤回して何したんですけれども、新しいこの何が出てきておるのやけれども、きちっとまず産業課長に、どこがどういうふうに直しておるのか、質問したいと思つます。まずはその1点、どこをどういうふうに訂正されて、どういうふうになったのか。それは質問したらいかんのかな。今から大分私質問させてもらうでな。

それで、それと企画課長に質問したいんやけれども、私はさっきもちょっと言うたんやけれども、現況があつて、この作り方、現況があつて問題点があつて、対策が出てきておるのやけれども、こんなバラバラでいいのかどうか。この特に問題点と対策というのは、符合したものではありませんよ、問題点があつて、そしてその問題点に対して対策が立てられておるのかというと、各ほかのものにつきましても、全然そういうようなものではなくなつておる。先ほどもちょっと言うたんやけれども、そのバラバラであるということが言えると思つますよ、私の感じですよ、これは。課長はいやそうやないと言うかもわからんけれども、結構そういうところがあるかと思つるので、そやけれども、私はそういうようなことでは、こんなんでもいいのかなという気持ちを持ちながら、持続して質問したんやけれども、私はもう少しきちっと整理したものにすべきではないかというふうに考えておるわけなんですよ。その辺のところ課長の答弁をもう一度求めたいと、このように思つます。

議員の皆様には大変ご迷惑かけるかわかりませんが、私は先段の話もあつて再質問いたします。もう一回同じような質問をいたします。

蛸の里公園、28ページもう皆さん見ていただかなくても結構なんですけれども、28ページ蛸の里公園ですね、これから大杉谷地域を職員もふやして活性化しようというようなことがある中で、この参考資料を見ますと、平成27

年度4000万円組まれております。こういうようなのんびりした形でいいのかどうかというふうに思います。

もう少しスピード感を持ってやるべきではないかと、こういうふうに考えておるんです。そのようなとこ、16年災害で非常に困った状況になったんですけど、地域の状況から考えて、もう少しきちっとすべきではなからうかと、こういうふうに考えております。

それから、ずっと飛びまして医療の確保という問題で、77ページ、先ほども二議員から質問があったんですけども、報徳病院の問題ですけども、これも先ほど答弁もろとるんですけども、中西議員でしたか、いただいておりますんですけども、私は5年間で金額的には6800万円だったですか、6年間で、細かい数字を忘れましてけれども、こういうような報徳病院、これから地域の医療としてやっていくについて、6年間の間で充実させていくのに、基金等をこれだけの非常に厳しい状況の中で、このような金額でいいのかと疑問を持っております。

やっぱり病院というのは、きちっとした機器がそろっていて、設備があって初めて安心して患者はかかるんであって、いくらいいお医者さんがいたとしても、やはり検査機器であるとか、そういうようなものが十分整っていなければ、これはなかなかうまくいかなのではないかと。お客さんは患者さんは病院へよりつかないのではないかという気持ちを持っております。

したがって、もっともっと充実して、先進的な医療ができるような方法を、考えていかなければならないという点からしたら、この参考資料に見た額的に、不足をせえせんのかということで、その辺のとこを問いたいと、答弁求めたいとこのように思います。

それから、学校問題、教育の問題でもう一回質問したいと思います。教育振興ということでしたいと思います。これは79ページのFなんですけれども、国際化、情報化に対応できる人材育成が十分でない。これはどういう意味なのか、改めて聞きたいと、このように思います。

人材育成が十分でないというのは、指導者が十分でないというのか、子どもたちへの育成が十分でないというのか、どちらを指して言うとするのか。それならば、どのような対応策を取るのか、そういうようなことについて答弁を求めたいと、このように思います。

それでは、それだけ質問いたします。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） 冒頭の下りなんです、私の撤回申し上げたというのは、議案第57号として出ささせていただいた、その数字、そのことについては一冊の一つの議案として出ささせていただいております。ただそのことについては、議運も通り全協でも説明させていただいて、一つの議案として提出されたものでございますが、今朝方、修正を加えましたのは、そういった議運でも何も諮られていないということございまして、そういった議案としてのものが、一つの紙切れで審議していいものかどうかというふうなことでございます。

そういうようなことが一点ございましたので、直江議員のほうでご指摘をいただいたということなんです、そのことについては、最近ちよくちよく基本的な事項について、いろいろな指摘がございます。先だっても廣田議員から大杉谷出張所の取り扱いについても、そういったようなきちとした取り扱いがなされていないと、また監査委員さんからもご指摘をいただいたというふうなことで、やや役場職員の中に基本的な事柄をきちと押さえて、仕事をしているかどうかというふうなことになると思いますと、私もいつも言っているんですが、前例を踏襲をするなよ、去年まではこれよかったんやけれども、ことは本当にこれでいいのかどうかということ、もう一遍吟味しながらやれよというふうなことは、しょっちゅうは言うんですけれども、実際その場面場面になると、そういった観念が活かされていないというふうな部分がございます。ということで、ちょこちょことしたその過ちも出てくるわけなんでございますが、そういうようなことも、そういう意味合いも含めて、この際、きちんと正規のものに戻して、そして審議をいただくという、正規のルートに載せさせていた

だくことが、まずはベターであると、そういう考えの中で撤回をさせていただいたと、こういうようなことでございます。

そんな簡単なことで一々撤回しておったら、あれもこれも撤回せないかんやということになりますけれども、そういうような基本的なルールというふうなものに、差し戻してご審議をいただきたい、こういうようなことでしたものでございます。このことについては、今後我々としましても、十分に執行部、課長以下各職員とも、肝に命じながら、仕事をしていかないかと、3という数字はどこまでいっても3なんですけれども、そういったもの、数字の出し方、基本はどうかというようなことを、もう一度、肝に命じながらやっていかねばならないと、そういう思いもございまして、撤回をしたようなことでございます。一つご理解いただきたいと思えます。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） 山本議員から計画が、現況、問題、対策がバラバラではないかというご指摘をいただいております、私先ほどの回答の中では、少しそのバラバラという言葉、違うような解釈をしていたように、今思っております。

改めてお答えをさせていただきますと、この問題点に対する対策等につきましては、その対策が十分かどうかというのは、あるのかなとは思いますが、この計画の編成に当たりますと、当然、県協議ということで、県で各部署で中身も精査をさせていただきます。その中で細かい話、一字一句まで訂正がございまして、3度、4度と県と協議を重ねておるという事実もございまして、そういった意味から協議が成立をしておりますので、議員言われることもわからなくはないんですが、これはこれで一つの過疎計画の体をなしているという県の判断もいただいておりますのかなというふうに思っておりますので、完璧な計画かと言われると、なかなかそこまで我々も胸張ってというのはあるんですけれども、そこら辺の編成の仕方ですね、しかしながら、計画としてはこれで県でも認めていただいておりますので、ご理解賜り

ますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 今回の議案第70号の過疎地域自立促進計画、どこを訂正したのかということのご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、19ページでございます。主要公共施設等の整備状況の中の上から3行目でございます。耕地1ヘクタール当たり農道延長の、20年度末の数値29.9mを36.2mに訂正をさせていただきました。

また22ページ、4行目のほ場整備済面積が約324ヘクタール（約53%）を、181ヘクタール（約35%）に訂正をさせていただきました。以上でございます。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 28ページの蛸の里公園につきまして、実施計画におきましては、平成27年度の整備計画となっております。もう少し早く整備すべきではないかということでございます。現在、蛸の里公園につきましては、16年災害の土砂が置いてあるわけでございます。今年度その土砂を撤去することにより、大杉谷地域の皆様に今後この場所において、どのような対応を取り組んでいくのかということ、今年度進めております。そういった内容がとりまとめられてきましたら、蛸の里公園とそのほかの複合施設として、できるだけ早く取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大西慶治君） 病院事務長。

報徳病院事務長（尾上 薫君） 機器整備について、先進的医療をするには、これぐらいの額でいいのかと。大変ご心配いただいたご質問でございますけれども、この中には懸案であります病院のエックス線装置、CT装置なども含まれておまして、現の今の報徳病院の施設としては、それを入れれば最適かなと、それ以上の施設から変えていかなければ、なかなかできないようなことでございますので、今のところこの額をもって、最適としたいとこのように考えております。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） それでは、国際化、情報化に対応できる人材育成という部分の答弁をさせていただきます。国際化という部分につきましては、小学校の英語の授業が入ってくるということをとらえ、その子どもの英語に対するといいますか、国際化というのを、英語に対する不慣れな部分、それと小学校には英語科という部分が、今までありませんでしたので、先生の教え方の戸惑い、そういう部分について、人材がかなり不得手、得手の中で、不足している、十分ではないのではないかと。対策といたしましては、C I R、教育委員会におります国際交流員のほうが学校へ出向いて、小学校5年生、6年生を中心に国際交流、英語に親しんでいただいているような授業をされておますし、それからことしの途中からではありますけれども、各学校へ先生方の希望される先生方にお話をし、C I Rが学校へ出向いて、先生方との英会話教室みたいな形で国際交流をしているというようなことで、英語に親しんでいただけるというようなことで、対策を取っておるような形でございます。

これを今後、来年度の実現に向けて、充実していくんだというような思いで、ここに記載をさせていただきます。また情報化につきましては、I C Tのほうが大変流通をしていただきましたんですが、それを使いこなせる部分の先生方というのは、やっぱり得手、不得手という部分がありまして、まだきちっとした調査はまだ行ってありませんが、使い勝手の悪い方と言いますか、ちょっとわからない部分については、研修会等を開催して、人材育成に努めるんだというようなことで、現況としてかなりパソコンなり、パソコンはかなり使いなれてもろておるんですけども、ランとか、特に電子黒板等については、なかなか難しい面もあるということで、100%の使いこなせる部分というのを、ここに少ないであろうという思いがありますので、今後そういうことについて、充実していきたいというふうに考えております。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

濱井議員。

8番（濱井初男君） 29ページ観光、上から7行目に紀勢自動車道の奥伊勢パーキングエリアは、高速道路と地域をつなぐ役割を担っており、地域製品の販売や観光情報を発信して、地域の集客拡大に努めています。こういう現況が出ておるんですけれども、これに対してその対策につきましても、34ページのIに、紀勢自動車道奥伊勢パーキングエリアを活用して、地域観光情報を発信し、当自動車道、利用者の町への誘致を図りますと、こうなっておるんですけれども、これは現況と対策がなぞられておるだけで、具体性が全然見えてこないんです。一体どういうふうなやり方で、情報発信をしていこうとおるのか。そこら辺ははっきりしないんです。私はもう少し真剣に情報発信する方法を考えてかなきゃならんと思うんです。

入込客をふやす増やすと言っても、ただこれだけ言うとするのであれば、何の解決にもならない。やはり何らかの形で真剣に考えていくべき。例えばもともとの奥伊勢パーキングエリアというのは、設置の趣旨が入込客を図っていくということだったと思うんです。これが大きな目的だと思うんです。ですが、現実はどうなっておるんですか。そこへパンフレットを置いている、聞かれたら返事をする程度しか、私には映ってないんです。

例えばその職員一人を、専任のインフォメーション、係にするとか、私はそのぐらいのこともしてもいいと思うんですわ。あるいは看板をきちっとしたものを立てる。そういうことも何もやってないですわね。このマスコットキャラクターでしたかな、これもつくられるわけですがけれども、そういったものを使って、土日ぐらいは集客に努めるとか、そういうふうなこともしていかないと、どうも本気になってやっておるという感じがしないんです。

同じようにこの商工業のほうもそうです。商工業についても、やっぱり述べられております。この商工業のほうもいわゆる高速道路の社会化実験で、町内の商工業者がかなり入込客がとといいますか、人が少なくなってしまうと、弱くなっていくというようなこともあります。その対策として、これは33ページに出ております商工業のBです。奥伊勢パーキングエリアなど、交通体系上の

アンテナショップ的な役割を持つ施設の設備、充実を図り、町内の商業施設の集客力の向上に努めます。具体的なものは何もないじゃないですか。

それと施設の整備充実を図ると言いますが、どこにその財源が出ておるんですか。ちょっとそれをお示しいただきたいと思います。

それから、もう一つは大杉谷の宮川ダム湖周辺の施設整備を含めての大杉谷地区の観光振興についてでございますけれども、このダム湖には、奥から第1発着場から順番に第5船着場までございます。そのうちのどれかを2カ所、これは老朽化して何とも仕方ないんで、棧橋をつけると、こういう話でございますけれども、今現状はどうなのか、もう少し説明いただきたい。

そして、やっぱり町としての管理責任というものがやっぱりあるので、今回10月1日から約2カ月、まずシシ淵まで登山ができると。来年度は4月の中旬から進めていくということございますので、やはり安全面をしっかりともらってから、やらないかと私は思うんです。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 29ページの奥伊勢パーキングの町内への集客について、具体的なものがないではないかということでございます。今現在パーキングにつきましては、1年余りたったわけでございます。店内においては当然大台地域のパンフレット並びにポスター等を貼って、来ていただいた方にPRをしておるような状況でございます。

先ほど一人がインフォメーションをしてはどうかということも言われておりました。一人がインフォメーションするのではなしに、各職員がこの大台町のいろいろなところを見て、来ていただいた方にそれぞれ説明でき、現地がわかるような体制を今年度から取りながら、職員一人一人が大台町のPRに努められるような取り組みをしていくという方法を考えております。

あれだけの施設の中で、ポスターなりパンフレットなり、また職員がそれぞれ観光案内をしていくということ、一つのご提案といたしましては、土曜、日曜なんかには施設内でのマスコットをして、やはり人に目立って大台町をいかに

この地域におろすかと、そういった取り組みは、今後検討していかなければならないと考えております。

次に商工業の対策としてでございます。商工業の取り組みにつきましても、対策で財源的なものは考えられておらないではないかということでございます。商工業の対策といたしましては、今回、大台地域の工場立地の中では、大台地域の方が使ってということでございます。そういったところも含めながら、やはりいろいろなところで、元気が出るような取り組みといたしましては、松阪地域を中心としながら、この高速もあり、取り組みとして松阪と連携をしながら取り組んでいくという方策も進めておるような状況でございます。

今、大変低迷しておる中ではございますが、やはり少しでも地域の活性化ということにつきましては、この高速を使いながら商工業、もしくは観光ということにつきまして進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（大西慶治君） 大杉谷出張所長。

大杉谷出張所長（寺添幸男君） 33ページにございます、宮川ダム湖周辺に関わる観光船の乗船場のことのご質問について、お答えさせていただきます。16年災害以前から乗船場につきましては、第1から第5までございます。第1というのは、一番登山口に近いところでございまして、ダムの水が最近非常に少ないので、基本的に使われていません。第5というのは、実は最近非常に濁水状態が多くて、船が行けない場合に臨時につくったものでございまして、もともと第4まででございました。今、第5でございます。そういうことで基本的に使われておるのは、第2から第4です。非常に多いのは、第2、第3、第4を使っています。

それで、ことしも10月からは登山道をオープンさせていただきますが、船につきましては、基本的に定期船はございません。予約制でエスパール交通さんにご予約いただいて、団体の方が利用されるということになります。

16年災害後は、こういう形で定期船は当然廃止させていただきます、臨

時便という形で使っておりました。その使い方と一緒にございます。その時の安全対策でございますが、当然団体さんでございますので、そこにインストラクターなり責任者の方がみえますし、船を運行しておるエスパール交通のほうも、必ず安全を確保して降ろしてます。その場合に、降ろしやすいところに船をつけて、手持ちの棧橋ですね、それを掛けて、言わば手を添えさせていただくような形で、私も実際そういうことをさせていただきましたが、降ろさせていただきます。

今まで事故がなかったということで、そこら辺はエスパール交通さんも、来ていただく団体グループ等もしっかり安全対策を講じられるとっております。今回、計画の中にございますように、そこら辺の安全をもう少し確保したいというところもございまして、予算計上させていただいておるところでございます。以上です。

議長（大西慶治君） 濱井議員。

8番（濱井初男君） 奥伊勢パーキングエリアで集客を図るということは、私は言いましたは、専門的というのは、必ずも一人ですっということではないんです。それは皆さんが交代してやってもらって、それは当然いいと思うんです。研修してもらって、勉強してもらって、それをやってもらうのは大いに結構だと思うのです。

それは休まれる時もありますでしょうからは、それは必要だと思うんです。ですけれども、専門的な人をもうそこへ張りつけて、インフォメーションの場所で張りつけて、そこでひっぱり込んで案内していくぐらいのことをしないと、本当に入込みを図っていくということではきやんのと違うかということをとるんです。

それから、もう一つは勢和多気インタージャンクションですか、あそこに看板が何もなかったと思うんです。ああいうところへ、例えば大台町の柳原観音とか、そういった看板を立てるような努力をすべきじゃないかと思うんです。近い将来と思うんですけれども、現政権下においては、インター出入口を3キ

口ごとに設置するという方向になっていきますけれども、そういうようなことも見通して、やっぱり長期的に、中期的に、十分考えてもらって、働きかけていくということも必要じゃないかと思うんですわ。それについてお伺いしたいと思います。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） パーキングへのインフォメーションとして、そういったところの人を置くことによって、より以上、大台地内のほうに誘致してはということなんですけれども、先ほど冒頭言わせていただいて、やはりお客さんが来て、そのパーキングの人が、いろいろなところで答えられるような、そういった状況でないといけない。固定した人がおって、それなりに対応するというのは、ベストかも知れませんが、やはり笑顔で適切なアドバイスをしながら、この町内へ下ろすというような、できたらそういった取り組みをすべきではないかというようなことで、できるだけ地域の案内できるような体制は、今年度取っていきたいと。

議員ご指摘するように、できたら、できるだけあそこが情報発信の基地というようなことは、当然認識しておりますので、そういったことを十分考えながら進めていきたいと思っております。また勢和多気インターとの看板等を整備して、もう少しわかりやすくしてはどうかということのご質問でございます。以前にも一部勢和多気の下りたところには、看板等があったわけでございます。それも経費がかかるということで、一部ある時期設置しておったんですけれども、取ったという経緯がございます。やはり観光的なものではインターで下りて、中を走らせて紀勢道へ上がっていくというような、そういったところから言うと、やはりそういったことの看板というの、必要性もやはり検討していかなければならないかと思っております。

以前にはあったやつが、少し経費的な問題もあって、取り除いたということもでございます。少し検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

廣田議員。

2番（廣田幸照君） まず企画課長に質問いたしたいんですが、この過疎地域自立促進計画は、大台町の総合計画に沿って立てられたというふうに説明をされたと思うんです。各いろいろなところでは、総括する担当する課の現状把握から、そして問題点の指摘から、そしてそれに対する対策という形で進んでいって、それをまとめて矛盾のないような形で整理をしていったというふうに理解しておりますが、それでよろしいんでしょうかということです。

そこでまず産業の振興、農業の振興ということで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、31ページの対策として農道や灌漑施設等の農業生産基盤の整備というふうなことが書かれております。これに対応する問題点は、23ページに経営規模は小さくて、傾斜地が多くて、小区画のほ場が多いというふうな記述がございます。

そしてその記述に至る現況として、先ほど数字を訂正されましたところから始まっているというところで、ここにも小区画の不成形な土地が多く占めていますということになっております。そういう観点から農業生産基盤の整理というのは、必要なことだと思うんだと、こういうふうに理解をしたと思います。そこでこの22ページのほ場整備済面積が181ヘクタール、これが全耕地の35%に当たるということで、ちょっと計算をしましたら、全耕地面積が500ヘクタールぐらいかなと思います。

訂正される前の324ヘクタールが53%、これも荒々とかう計算しますと、600ヘクタールぐらいかなと。つまり私が申し上げましたのは、本当にうまく把握されておるんだらうかということでもあります。そして、先ほど濱井議員からの質問がありましたように、この対策が具体性に欠けるところがあるわけです。基盤整備が大台地域は128ヘクタール済んでいて、宮川地区は53ヘクタールであるということで、全体のそれぞれの耕地面積はわかりませんが、何%ぐらい進んでいるのかわかりませんが、大台地区に比べて宮川地区

のほうがより傾斜地あるいは小区画の不成形な土地ということになり、その後、書いてございます、いろいろな形での農業生産を上げるための施策というものが、手だてが必要になってきていると、こういうふうに考えています。

それで、この自立促進計画の資料のところ、実際に平成23年度から始まります中山間総合整備計画に該当する部分じゃないかと思うんですけども、5地区7ヘクタールにわたって、ほ場整備が書かれておるわけです。この農道や灌漑施設等の、等にこれが含まれているんだろと解釈しておるんですけども、その間違いがないかどうか。

そして、今までの基盤整備と違いまして、このほ場整備というのは、2区画のところをならして、1区画にするとか、あるいは3区画、4区画を1枚のほ場にするとかいうような形のようにございます。国の農地整備のほうでいきますと、それは全部その工事費の中に入っているわけです。今回の場合、ずっと事業を推進していくうちにわかりましたのは、畦畔は国有地になっていることが多いんです。道は赤道は権限委譲で、基礎自治体で払い下げができることになっていますけれども、ここのほ場の畦畔というのは、国有地で財務局の管轄であり、そしてそれを払い下げを受けるについては、単価はそう高くないそうですけれども、ちゃんと面積を測って確定をしてやっていかなければいかんということで、1筆当たり測量と登記書きかえ、払い下げ費用なんかを含めると、大小ありますけれども、20万円ぐらいかかるということで、先ほど紹介いたしました5地区7ヘクタールの部分は、多くの部分がこれに当てはまるんじゃないかと思うんです。

この農業生産基盤の整備、ほ場整備が入るということになれば、この具体的にそういうところまで、書き加えていかないと、当面もう来年の平成23年度からの当たり、あるいは平成24年度からの当たりに関わってくる問題であります。27年度といっても、まず少し6年ぐらい先になりますけれども、平成23年度あるいは平成24年度と見ると、来年もうすぐにやって来るところです。こういうようなものをきちっと整備していかないと、絵に書いた餅になっ

てしまうんじゃないかというふうな危惧をしているわけです。

近い計画は、そう変更されることはないでしょうけれども、遠い計画になりますと、補助金がつきましたから、前倒しにしますとか、補助金がつかないので後ろへ繰り下げますとかいう形で、見直しがどんどんなされていって、この過疎自立促進計画自体もどんどん変わっていくんじゃないかと思うんですけれども、比較的近いところは、割合そういうところが見えるんじゃないかと思えますので、一つこれについての具体的ななど、特に小規模な農家がたくさんの経費を費やして、ほ場整備をやるようなことが可能かどうか。そういうことを熟慮して、それがうまくこの過疎自立促進計画にのって、計画どおりに進められるようお願いしたいと、検討していただきたいというふうに思います。

小さいところは幾つかあるんですけれども、大きいところへいきますが、教育の振興のところで、学校教育について書かれております。そこで私、初めてこの79ページに不登校やいじめ、問題行動がある生徒がふえていると、基礎学力の低下が問題となっていると、こういうふうに書かれております。この議会で報告を受けました、教育委員会の事務に関する点検評価報告書、平成21年度を対象にしてもらいました。その時に、学校教育が欠落しておるので、学校教育の評価がありませんなど、こういうことを言いましたらば、大台町の教育のほうで述べられてますと。これですね。大台町の教育は、平成22年度の目指すべきところでありまして、平成21年度の部分ではないように思いました。

そこで、やはり先ほど申しましたように、総合計画にしたがって、この過疎自立促進計画がつくられ、そしてこの中に書かれたことは、各担当課が所管しておるところを拾い上げて、そして現況、問題点、そして対策というふうに並べてきたというならば、この点検評価報告書は正しくその基礎になるべきところですが、これはないのに、いきなり不登校やいじめ、問題行動があり、基礎学力の低下があるというふうな書き方をされますと、闇夜に鉄砲を撃たれたような感じで、あれっと思ってみるわけです。

こういうところから、もうちょっときちっといろいろな形を、情報を提供してもらわないと、過疎自立促進計画でも、ああそうですか、賛成ですなどは、なかなか言いにくいというところであります。

3点目、90ページに集落対策が書かれております。先般も一般質問の中で申し上げましたけれども、本当に出口の見えないところで、職員が一生懸命頑張っておられるということは、評価をしなければいけないわけですし、非常に大変な業務だと思ってます。ところで、平成22年度、本年度この補正予算の中に、薪風呂の予算立てができています。設計費、設計委託料が100万円で、薪風呂の建設費が1400万円、合わせて1500万円が入っているわけです。平成22年度の過疎自立促進計画の中には、それが書かれてないということで、また補正予算のところでもお聞きしたいと思うんですけれども、この集落対策で薪風呂が出てきたところの経緯、そういうものをお聞かせいただきたい。

この過疎自立促進計画ということで、現況を踏まえた上で、問題点を指摘し、そしてその上で対策を立てておるわけで、薪風呂建設というのは、その対策だと思っんですけれども、目的、対象者、そしていろいろな疑問点、利用者、運営形態、今後の方向性、いろいろあるわけですが、説明できる範囲でよろしいですけれども、説明をしていただきたいと思います。またこの補正予算のところでは、改めて質問をさせていただきます。以上ですね、以上でございます。

---

議長（大西慶治君） 質疑の途中ですが、しばらく休憩をします。

再開は2時50分とします。

（午後2時40分 休憩）

（午後2時50分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、質疑を再開します。

---

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） この過疎自立促進計画につきましては、当然、総合計画に基づいてということで、従来の過疎計画につきましては、過疎を借りるための過疎計画というふうなニュアンスがございましたが、やはり大台町全体が過疎地域という観点から、総合計画イコール過疎計画というようなことも踏まえて、この計画はつくってありまして、廣田議員が言われましたように、各課で現況あるいは問題点、対策等をつくってまいりまして、庁内でそれをヒアリングし協議をして、この計画をまとめておるといようなことでございます。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 22ページのほ場整備率、ほ場整備済面積の整備率についてでございます。この基礎数値につきましては、田畑をたしまして、699ヘクタールでございます。そのうち茶畑が181ヘクタールでございますので、差し引きをいたしまして、518ヘクタールが整備の対象面積となっております。そのうち181ヘクタールが整備をしておりますので、整備率といたしまして約34%という数字が出てくるわけでございます。

次に、31ページの農業の関係について、その他対策ということで、中山間事業を実施するわけですが、そういったところの適正な企図がということでございます。Aのところは農業、農道、灌漑施設等、農業生産基盤ということで、ほ場整備もこの中に含めて、全般的に整備をしていくという方向を考えております。

次に、小規模農家への負担軽減をということでございます。今回の中山間事業におきましては、まちあわせという事業を導入していく予定でございます。地権者の使用される田んぼを、ちいさい町が多くございますので、それを畦をとって1反ぐらいの大きさの区画にするという事業でございます。この事業をするにあたっては、登記の関係、個人の財産になるということで、その登記関係は自分でしてくださいということ、畦畔の面積を測って、東海財務への払い

下げを講じてというようなことにつきましては、代書人にかかる手間が、約1反当たり20万円ほどかかるということで、その負担については、やはり小規模農家には大変ではないかということで、各地区においてもそういった話を聞いておりますので、私ども何とか東海農政局のほうで出向いて、こちら辺が少しでも軽減できる方策はないかということでお願いはしております。

まだそのことについての結果はいただいておりませんが、できるだけ農地を保全に守っていただく、小規模農家の方々に軽減負担できるような形は、町といたしまして、努力していきたいと考えておりますので、以上でございます。

議長（大西慶治君） 教育長。

教育長（村田文廣君） 失礼します。先ほど廣田議員の申されました不登校、いじめ、問題行動、あるいは基礎学力の低下の問題ということでございますけれども、先ほど課長が申したとおりでございます。不登校の場合は30日以上欠席があれば、その時点で県へ報告することになっております。その時点、時点で学校から報告がきまして、これは確かにずっと1年間休みとかいう、そういう不登校はわりあいと少ないんですけれども、30日以上休むという不登校はやっぱりちょっと増える傾向にあります。

それから問題行動のある生徒、それからいじめ、これはそれほどというか、余り増えてはおりません。ただ私どもとしてはこの部分は、やっぱり問題あるとして捉えておいて、きちっと対処していくべきかなと思ひまして、こういう形ちょっときつくはなったんですけれども、記述させていただきました。

先ほど廣田議員が申されましたけれども、平成21年度の方針にはないけれども、平成22年度にはということですが、この辺りを含めまして、平成21年度の方針には書いてございませんでしたので、平成22年度の方針には入れさせていただいて、学校では子どもたちの心の教育、それから人権教育、それからこちらとしましては、スクールカウンセラー等の派遣による対応ということで、捉えさせていただいております。

今年度、先のおとついでですか、報告させていただきました教育委員会の評価

でございますけれども、あれはあくまでも私どもに出されました権限、それに対する評価でございますので、学校の評価、実は初めてでございますので、何を基にしていいか、各教育委員会のものを見ていったわけですが、なかなかありませんので、やっぱり昨年度のその平成21年度の基本方針と、これに沿ってやったほうがいいだろうということで、やらさせていただきました。その中で学校の方針については、各学校からそれぞれアンケートを取りまして、教育委員会の基本方針に対して、どれほどのことが取り組まれたかということ、一応まとめさせていただきました。本当に簡単にまとめたものでございますので、内容的にはもっとございます。それに対して評価をするとしましても、恐らくこの前も言わせていただきましたけれども、各学年によって違いますので、B評価ぐらいかなということで、今回はいたしませんでした。

来年度またいろいろな形で検討いたしまして、その当たりの評価については、またさせていただきますけれども、学校のそれからの取り組みについては、学校の改革の方針、経営の改革の方針というのがございますので、ことしは揃えていたしましたので、それを来年度はつけさせていただきますと存じます。ということで、答弁でなりましたかどうかあれですが、お答えさせていただきます。

議長（大西慶治君） 大杉谷出張所長。

大杉谷出張所長（寺添幸男君） 廣田議員のご質問にお答えします。

まず私どもが補正計上をさせていただいておる薪風呂につきまして、過疎の計画に上がってないやないか、平成22年度に行うのにということでございますが、そこら辺は申請等のずれがあったと思います。

今回、補正をさせていただいておるということは、当初で計上できなかったと、予定はしておりましたが、いろいろな補助金の絡みで無理だったということで、実はこの事業につきましては、宝くじ助成事業のコミュニティー助成事業の三重県枠を使ってまして、三重県の中で1000万円程度の施設に対して、3団体ぐらい設定してますよというものがございまして、基本的には事業主体

は市町村等でございます。これを使っています。

それにプラスアルファ、町ができるものをさせていただく中で、今回の補正予算額を計上させていただいておりまして、内容につきましては、また後ほどに説明します。

それで、これはなぜこれを上げさせていただいておるかという説明でございますが、私ども出張所に導入させていただきましてから、もともと大杉谷地区の活性化の一つとして、大杉谷自然学校が設立されておりまして、そこもしっかり関わりを持っていけという議論がございまして、今しっかり絡まさせていただいております。その中で体験型の風呂という提案がございました。当然もともと大杉谷に今も残る薪風呂を、体験型でやっていこうと、それは自然学校の一つの魅力づくりという考え方です。薪を集めたり、薪を集めるために木を切ったり、焚いたり、風呂を沸かしたりということ、体験メニューとしてやっていこうというところが、一番メインの趣旨でございまして、今回計上させていただいております。

建物自身は町のものになります。今後の管理につきましては、自然学校を想定しておりますが、先ほどから申し上げております、地域協議会等もご参加いただけるようであれば、そこら辺を考えてやりたいと思っています。以上です。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） 先ほどの大杉谷出張所の運営に対するご質問の中での、過疎計画に載っていないというお話で、ご指摘につきましてご説明をさせていただきますと、過疎自立促進計画の策定につきましては、実は6月4日に私の名前で各課長に作成の依頼をしたところございまして、その提出が6月25日ということで、短期にさせていただきました。

そして7月に庁内で、先ほど申し上げましたような協議をさせていただいて、8月に提出をさせていただいたという流れで、時間のない流れでさせていただいております。そういった中で、先ほどの薪風呂等の構想につきましては、大杉谷地域としては、そういう構想は持っていたと思いますけれども、またその

財源的なこととか、具体的なものがなかったと、はっきりしてなかったということで、それはその時に上げられなかったということでございます。

この過疎自立促進計画、その策定時点である程度はっきりしているものについては載せておりますけれども、その後に発生したものについては、以後、追加的なことで載せることは可能でございます。それでその事業が全体の1割以上のものについては、県協議が必要ということになっておりまして、今までの慣例でそういった変更がありましたものにつきましては、年度末に議会のほうにまとめさせていただいて、ご報告させていただいておるということでございます。そういう新しい事業につきましても、当然緊急なものについては、補正等で対応させていただいておると思っております。そういうような流れでやっておりますので、今回は作成時期に薪風呂等の部分が、ある程度明確になってきていなかったということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大西慶治君） 廣田議員。

2番（廣田幸照君） さきの農業の振興で、農業生産基盤の整備ということについて、質問いたしまして答えをいただきましたが、この現況の中にも述べられておりますように、狭い河岸段丘のところに道が走り、水路が走り、そしてこれに沿うような形で、農地が展開されておるわけです。

この整備をしてまちあわせをして、一つの区画を大きくしようと思いますと、平坦地の場合ですと、畦を取っ払って、耕盤、つまり耕す一番底のところですが、耕盤を揃えて、表土をもっていけばいいわけですが、こういう場合は、例えば道路がありますと、道路から保安距離というのを取らないかん。つまり畦を取って、別のところへ畦を付けかえるという形になります。

ですから、耕地面積は決してふえない。むしろ減るわけです。その中で作業の利便性を考えて、作業能率を考えると、生産性を上げるために、こういうふうな施策を遂行していくわけですが、それが先ほど課長のほうは、10アール当たり20万円ぐらいとこう言いましたけれども、1筆当たり20万円というふうに聞いてます。つまり一つ一つのところで測量しなければならない。この測

量費用かかなりかかってくるということです。

やはり投下した金額と、それに見合う生産があがらないとなると、農家は個人負担と言われた時に、やはり二の足を踏んでしまうと。そうするとここに書かれた過疎自立促進計画は、結局絵に書いた餅になってしまう、こういうことになります。

だからこういうところの実情を、ぜひに東海財務局なりあるいは農水省なり、いろいろな形でアピールしていただいて、このまま放っておけば、この大台町の特に宮川地域の農業生産基盤は失われてしまうということを、強く訴えておかないと、このことはなかなか進んでいかないと、こういうふうに考えますので、そのことについて産業課あるいは担当課のほうの考え方をお伺いいたしたいと思います。

それから、教育評価について、学校教育については、学校独自でいろいろな事業があり云々ということで、教育委員会の権限ではないようなことをおっしゃられたように思います。教育予算の57%は学校教育の中でありまして、当然教育委員会の仕事の中に入ってきているわけで、そういう仕事をなされているわけです。

私が問題にしているのは、先ほど企画課長にも確認させていただきましたけれども、各それぞれの担当部署でやっているものを上げてきて、そしてそれをもって整合性をもって、こういうふうな過疎自立促進計画をつくってきているということであれば、その基礎となるのは、先ほど指摘いたしました教育委員会の事務に関する点検評価じゃないかと、あるいはこれはまたことし初めてつくられたと思うんですけれども、それまでの各学校にある教育努力目標というものじゃないかと思しますので、いきなり出てきて、いじめがある不登校があるというふうなことで、皇室の方でも不登校になる方があるわけですから、我々の子弟でも、不登校になることはあるわけです。

しかし、それはやはりきちっと報告をしてもらわないといけない。ましてや一番保護者の関心のある学力の低下というあたり、それは前教育長も余りはっ

きりしたことは申されませんでしたし、教育課長もはっきり申されません。こういうのを、きちっと押さえた上で、この自立促進計画を我々も認めていきたいと思うんですが、お答えいかがでしょうか。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 農業振興の中の中山間事業の畦畔のまちあわせ、その取り扱いについてでございます。少し議員さんの言われておる、1筆20万円と、行政といたしまして説明にあがらせていただいたのは、あくまでも1反まちという中で、標準的にもう言うたら、1反以上の形成を言うたら2筆あったら、それ1枚という形になってくると、そこに畦畔がどのくらいあるのかという、現状はそれぞれ異なることになってくるわけです。あくまでも標準的なもので、約1反の畦畔を代書人が執り行ったら、20万円ぐらいかかるよと。

ところが、現地を見てみないと、それはなかなか判断できませんということで、皆様のご希望のここを広くしてほしいという、図面をこしらえて、このような形で形状はどうですかという提案を、これからさせていただくわけです。ただ先ほど言われたように、道路沿いであれば、少し引いていただいてということは、当然その道路なんかに負荷をかけないということで、土地を下げるのであれば、それだけの緩衝地帯を設けざるをえない。それは個人の土地であるけれども、ほかのものに影響を与えないということで、これはどうしてもその場所によっては、2筆が1枚になるけれども、区画面積はと言われてくると、実際少なくなる恐れもあります。

ただこれはあくまでも個人さんが、個人の財産としてやるかやらないかということで、皆様にご判断いただいて、事業を実施していくということでございます。ただこの負担については、できるだけ小規模農家に対して、軽減できるような方策というのは、各地域から要望がかかっておりますので、できるだけ国のほうに声を出して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（大西慶治君） 教育長。

教育長（村田文廣君） 先ほどの評価、こちらの評価につきましては、先ほど申させていただいたとおりでございます。事務に対する評価でございます。ここの上げましたのは、やはり学校教育において、一つの大きな問題点であり、やっぱりこれは記述しておいたほうがいいたろうという判断で、記述させていただきました。

それで、基礎学力の低下という問題、これは今度新しく指導、学習要領が改訂されました。これはあくまでも基礎学力が低下したという前提におきまして、改訂されたものでございまして、それに向けて来年度からの取り組み、小学校は今取り組んでいるところでございます。

前回の議会の一般質問でいただきまして、学力はどうなんだということで、こうは書きましたがけれども、全般的にはまず全国平均の学力は持っている。ただやはり小さい学級が多いですので、どうしても学年によっては学力が低い学年があるということでございますので、そのあたりは学校で一生懸命今取り組んでもらっている。今度、大台町の基礎学力向上検討委員会というのも設けまして、今検討もしてもらおう一方で、各学校でそれぞれの子どもの、要するにつけられなかった力、これをとにかくつけていこうということで、長期休業中も含めまして、一生懸命取り組んでいるところでございます。

ということで、とにかく教育委員会といたしましても、いじめあるいは不登校、それから問題行動、これは当然とらえていかなければならない問題ですので、とにかくこれはふやしていってはいけない、これは教育委員会に課せられた使命でありますので、それぞれの学校におきまして、あるいは校長会等におきまして、常々何か問題があれば、すぐに上げるようにということで、言わせてもらっていますけれども、今のところ大きな問題はことしになってから、1件も上がっておりませんということですので回答させていただきます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

小野議員。

10番（小野恵司君） 長時間これについてかなり審議をしていただいているわけなんですけれども、2点ほどお伺いしたいんですけれども、こういう議案をつくる時には、先ほど企画課長も言われたように、第1次総合計画を基にして、また過疎のやつも計画で、これを住民の人とヒアリングを受け作成したと言われたんですけれども、議会のスムーズな進行ということも考えますと、こういうふうに長時間になるということも、わかったわけで、こういうものは、一応議員というのは、住民の代表で来ているものでありますから、できるできやんは別にして、こういう内容のものを一回事前に一応お互いにすり合わせをして審議して、こういう提言もあるということでやって、一つの法案をつくっていくと、議案をつくるというのもいいんじゃないかなと思うんですけれども、それについて、1点目と。

もう一つは、前、過疎債、今までは使えなかったんですけれども、基金等に積み立てはできなかつたんですけれども、何かの会議で、これから過疎債は基金等にも積み立てができるようなことを聞いたような覚えがあったんですけれども、それは充当できるのかどうかだけ、お伺いしたいと思います。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） 答えがちょっと前後しますが、今、頭の中にあることだけ先に言わせていただきますと、基金の話からまずさせていただきます。この基金につきましては、ことしの新しい過疎計画の中の一つの方法として、自立促進の特別事業、ソフト事業については、基金で運用することも構わないというようなことをございました。ただ基本的には、単年度単年度で処理していくのがいいのかな。特別基金を設けてやっていく理由には、まず一つはことしの過疎計画が年度途中から始まるということで、6450万円のうちの枠があるわけなんです、それがこの1年で十分に消化しきれない場合、その枠を使わんと済んでしまうと、そういうことをフルに使うために、基金化して次年度でやっていくという一つのメリットと、それから6年間の中で、ソフト事業をやっても、どうしても1年、2年もう少し延ばしてやっていかんと効果

が出ないもの等がある場合に、まず先に基金を積み立てておいて、この過疎法は6年ですので、その後もそれを使っていくという方法の考えがあって、基金を積み立てて運用することができるという国の指示でございましたが、ただうちの計画の中では、そういったメリットを使うということではなしに、単年度で今のところ処理できますので、基金は積まないということでやっております。

それから、もう一つは議員の皆様のご意見も聞いてということでございます。日頃の議会の中で、議員の皆様のご質問なりご意見を賜って、各課長、考えておりますので、そこら辺は日頃の議員活動の中で、我々も十分つかんでいるというふうに承知をいたしておりますので、特段議員の皆様にご覧の中で、新たな提案をいただくとかいうことは、特段考えておりませんし、そういう執行部と議員の関係なんかなど、どうなんかなどというのは、ちょっと私もわかりませんが、そういう部分をとっておりますので、日頃の議員活動の中で聞かせていただいて、反映させていただけるところは、反映させていただいたらいいのかなというふうに思っております。

この計画につきましても、またご意見も賜って意見はあかんのですな、いろいろのご質問なりの中で賜ればと思っております。以上でございます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

直江議員。

6番（直江修市君） 20ページ公共施設の整備水準は不十分でありとございます。19ページに、その主要公共施設であります各項目におきまして、進捗率が記述されております。町道改良率、舗装率について問うんですけれども、平成20年度末改良率39.7%という数字でございます。しっかりと4割と切っておるんですけれども、宮川村過疎自立促進計画、これ一般質問でもお聞きをしたんですけれども、平成17年から平成21年の計画でございました。ここで旧宮川村の村道の改良率が、平成14年度末68.6%という数字となっております。未改良は村道新大杉谷線ということで、延長の長い道路でありまして、完全にまだもって改良されておられません。

こういう70%近い旧宮川村における改良率でありましたけれども、新大台町におきます道路の改良率が、4割を切っておるということで、20ページに書かれております整備水準不十分ということの評価になるわけなんですけれども、お聞きしますと、こういう改良率につきましては、幅員4m以上の道路とか、いろいろ統計を出す際の対象がいろいろあるそうなんですけれども、町内を見ますと生活道路としては、改良が進んでおるような感じを受けるんですけれども、ここのところ説明を求めたいと思います。

それから、先に新町になってから、第1次大台町総合計画でもう既に策定されております。この大台町の総合計画をずっと見ますと、宮川村として策定されました総合計画の中にございました、所得、域内の経済活動を記す所得なんかの表があったんですけれども、新町の総合計画にもございませんし、過疎自立促進計画にはそういった統計を載せる必要がないというようなことらしいですけれども、ないということであります。

また観光の関係でいろいろ議論もございましたけれども、これも一般質問で使ったんですけれども、それぞれの施設における入込客数なんかも、毎年毎年統計を取られておって、こういうところへ紹介されておるんですね。新町になってからもう4年、5年目に入るんですけれども、こういう町内要素所得とか、各施設の入込客数なんかの統計数字を、説明してもらったこと全くないんですけれども、どうなんでしょうか。この入込客数は引き続き取っておられるのか、どうなのか伺います。

町内要素所得は当然県のほうで把握しておって、その資料はあるんで、そういったものも、こういう計画に載せてもらおうと、そこで到達度がわかったり、問題が出てきたりというようなことになるのではないかと思いますので、その点を伺いたいと思います。

それから、53ページ生活環境で、ごみ処理問題現況問題点対策とありまして、これは香肌奥伊勢資源化広域プラザでのごみの固形燃料化、それを燃料とした県のRDF施設、発電施設ですね、これの状況をいろいろあります。組合

議員からも資料をいただいております、今後、県との協議ということにずっとな  
っていくんですけれども、私、この問題で県が言ってますことで、1点、気にな  
る発言がございましたので、その点だけ言うんですけれども、この香肌奥伊  
勢資源化広域プラザをつくる時に、私ごみは域内で処理しなければならないと  
いう、廃棄物処理法にあるけれども、香肌で処理したやつは、ごみではないの  
かと。ごみであれば域内、いわゆる桑名へ持って行って処理するということは、  
これは法に反してくるということになるがどうかというふうに問うたんです。

それで、説明はごみを固形化する燃料化するという点において、その時点で  
ごみではないんだと、燃料なんだと。ですから域内から持ち出して処分して  
も、法に全く触れないんだというふうに説明を受けたんです。ところがこのR  
DF施設の今後の維持管理の問題で、県は香肌奥伊勢で処分、中間処理したの  
はごみなんだと言っておるんです。ごみは域内で処理しなければならないのに、  
持ち出して県がしておるんだから、その処分料を出すのは当然というような言  
い回しですね。ですからその負担金をもっと出してくださいというようなこと  
になっておるんですけれども、これは全く為にする私は議論だと思うんです。

県として燃料化されたやつを持ち出して、それを燃料にして発電施設という  
ふうに市町に説明して、この事業を推進してきたわけなんです。町長もじっと  
言われておりましたように、資源循環型の夢のごみ処理システムということで、  
一般ごみの処理に悩む市町村を強引に引き込んで、02年末に事業を開始した  
ということなんです。

なぜそんな言葉が県から出てくるのか。本当に経緯を知っておるものとして、  
憤りを感じるんですけれども、これはやはり私、ごみというような見方をさせ  
てはいかんと思うんです。あくまでも当初県が言っておったように、固形燃料  
なんだということを踏まえていかん、処理料ということになってきたら、大  
変ですね。灰の処理料がだんだんふえてきたということで、負担金をふやして  
きたというようなことで、今度はごみとして処理するんだから、処理料をよこ  
せというようなことになってきたら、大変なことになってくると思いますので、

この点を伺います。

もう一点、58ページ若者住宅なんですけれども、サンシャインヒルにある住宅ですね、これにつきましては、従前から永住するために購入を希望する入居者が出てきておるということから、対策としまして、売却を含めて今後のあり方を検討しますというようなことで、ずっと記述が続いてきております。この住宅につきましては、住んでみえる世帯の方に意向調査はされましたかどうか。されておったらその結果、つまりは持ち家としたいというような意向があるかどうか。またそういう意向に沿って、町としてはどういう合法的な問題をクリアーしていけば、処分ができるんだという、そういう道筋がつけられるのかどうか。その点について伺います。

議長（大西慶治君） 建設課長。

建設課長（高松淳夫君） 1点目の19ページの町道の改良率に伴う質疑について答えさせていただきます。

まず町道の改良率につきましては、改良済延長÷道路の総延長×100ということで、単純な計算式で求めるものでございますが、この改良済の解釈、これについて少し説明をさせていただきます。まず改良済というのは、どんな道路を言うのかということで、これにつきましては、昭和34年3月31日以前に改築された道路で、道路構造例細則案の規定に適合したものの。

それから、次に昭和34年4月1日以降に改築されて、旧道路構造例の企画に適合するもの。それから、昭和46年4月1日以降に改築された道路で、道路構造例の企画に適合するもの。こういった解釈がございます。

次に、大台町の状況なんですけど、大台町のその道路整備というのは、昭和40年代後半から急速に整備が進められてまいりました。ところがその道路のほうは進めるんですけど、道路台帳そのものがなかなか整備されてこなかったと、これが大台町に限らず全国的にもそうであったわけなんですけれども、昭和50年代に入りまして、国のほうから道路台帳もきちんと整備しなさいということの中で、整備がなされたわけなんですけど、当然昭和50年代に整備されたと

ということで、その時の根拠になるのは、昭和46年の道路構造例と、これを満たしておるかということで、その昭和46年の道路構造例の中に、幅員4m以上というところがございまして、当然改良はされておっても、4m未満の道路については未改良というふうなことから、整備率については39.7%というふうな状況になっております。

次に、未改良部分というのは、議員さんおっしゃられますように、宮川地域では現在県代行で進めております、町道新大杉谷線の未開通区間、それからもう一つ通園通学のために、赤道を町道として認定した部分もございまして、これらが完全な未改良区間というふうなとらえ方をしております。

19ページの舗装率というのが、71.7%というふうに出ておりまして、この舗装率については、幅員にこだわらずコンクリートとか、アスファルトで舗装されたものについては、舗装済というふうなことであげておりますので、少なくともこの部分は、生活道路としては十分改良されておるんだと。またこれのほかに大台地域では、ほ場整備で道路が新設をされまして、町道認定されて砂利道ということで、管理をしておる部分がございまして、実質は80%前後は改良されているのかなというふうな実感は持っております。以上です。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東久生君） この総合計画なり、過疎計画の中に所得統計であるとか、観光の入込客統計が載っていないということで、載せられないかとのご質問でございます。国は地域主権とか、地方分権と、よく言われます。この計画を策定するについても、国はつくってつくらなくてもよろしいよと言いつつも、その中で過疎を借りるんだったら、計画をしなさいというような矛盾したような法律で、我々を縛ってきてございまして、この計画策定の様式につきましても、全て国がこうしなさいというふうな形でやってまいっております。第1次総合計画につきましても、所得統計なり入込客が抜けておるのは、そういった指導のもとに抜いておるといふふうに思っております。

直江議員のご意見を踏まえて、一度県のほうには確認はしておいて、今後

控えたいと思っておりますけれども、そういうことで載っていないと。ただ所得統計につきましても、県のほうで統計書類を出しておりますし、入込客につきましても、産業課のほうで拾っておるということで、いつでも載せられるし、報告もさせていただける状態でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 直江議員からのごみの問題につきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。家庭から出るごみは一般的には、一般廃棄物のごみに当たりまして、議員申されたとおり、市町村がその圏内で処理をするというのが基本になっております。

ただこの当時、問題になりましたのが、ダイオキシンの問題が大きな問題となりまして、スケールメリットを大きくして、大きな炉で24時間焼却することによって、ダイオキシンはなくせられるというようなこと等もありまして、県が進めるこのRDF事業に乗っていったというふうなことではないかと思えます。その後、RDF事業に乗っておったんですけれども、もともとそれはRDF事業につきましても、ごみ焼却発電事業ということですから、基本的にはごみを燃やして焼却をするというふうな事業でございましたんですけれども、RDFは基本的には有価物とする計画であったというのは、議員申されたとおりでございます。それが電気事業法の改正に伴う、電力の自由化による売電収入減少やダイオキシン対策に伴う灰処理の増額に伴って、稼働開始の平成14年12月からは、灰処理の負担分として、トン3790円の負担を余儀なくされてきました。

その後、平成18年度からは灰処理の増加分を含めて、トン5058円値上げになったというふうなことでございます。なおかつまた平成19年度においては、県からは赤字補てん分33億円ぐらいが、平成14年から平成28年度間で発生するというので、その分につきましても、最終的には累積赤字分14億円については県が全額負担して、平成20年度以降の19億円の不足見込み

については、県と市町村で折半するというふうな形で、現在なっております。ただこれが一気にになりますと、大変なことですもんですから、激変緩和というふうな形で、平成20年度は据え置いて、平成21年度から5584円、最終平成28年度で9420円になるという見込みの中でやっておりますけれども、この収支の見直しについては、3年ごとに見直しをされていく。そういった形の中で、現在経過をしております。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東久生君） 58ページの若者住宅についてのご質問にお答えをさせていただきます。入居者13名おられるわけですが、過去に入居者の中から売ってもらえないかというようなお話がありまして、平成21年度に13戸の皆さんに、そういった意向調査をさせていただきました。

値段によるという条件も含めて、7名から8名の方が、そういう希望でございました。あと要らないという話ではなしに、まだ先のことはわからんという人が残りということで、町といたしましても、ここにも書いているように、今後修繕費が嵩ばってくるし、永住していただくんだったら、買っていただいたら永住もしていただけるということで、若者住宅の目的もそれで達成できると。販売したそういった資金をもとに、また新たな定住対策に向けるということも、一つの方法かなということで、検討しているところでございます。

ただ法的にクリアーするのかどうかという問題でございますが、入っている方にとっては、入居の権利が存続をいたしますし、住宅については行政財産から、普通財産に切り換えて、売却できるんですけども、そこら辺については不特定多数の方に入札ということでいかないと、入っておる人に売るということは、法的に難しいというところがあって、入札をかけた時に誰が入札を落として、誰が入れるやろかというのが、わからないという問題があるんですけども、ただ入居者の権利が、誰が買ってもありますので、その入居者がそのまま引き続き、法的には居ることができるというふうなことがあるのですが、なかなか競売にかけつつも、ある程度限定される購入になってくるかというところ

ろで、公平なんか、公平でないのかという自問自答もあるわけでございまして、そこら辺も含めてもう少し弁護士等と勉強を重ねながら、一度議会の皆さんにお話をさせていただいて、最終判断をしたいかなというふうに、町長とは話しているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（大西慶治君） 直江議員。

6番（直江修市君） ごみの問題で聞きましたのは、県は資源化プラザをつくっていく時に、ごみかごみでないかということの議論の中で、中間処理して固形燃料化したやつは、ごみではないという見解でもって、域外へ持ち出していわゆる燃料として使ってきたということなんですね。そういう説明を県はしておいたわけなんです。

ですが、今度その固形化した燃料自体を、もうごみというふうに言ってますわね。これ承知されておると思うんですよ。そうなりますと、今は固形燃料を燃やしたかす、残渣あるいは灰に対する処分費というふうな議論ですけども、今度はその固形化した燃料そのものに対して、処分料ということになってきたら、これ総量的にもう全然違いますね。カスと元の量とトン数と、県はそっち持って行って、本来大台町で処分しなければあかんやつを、桑名で処分しておるといような言い方で、この負担の問題を論議されては困る。

同時に県は廃処分法で持ち出したらいかんというやつを、持ち出させておるといことにも、私は法的な県の違法性が出てくると思います。ごみというふうに固形燃料を県が主張するとしたら。これおかしいですわね。私はそのところう問うておるんです。

議長（大西慶治君） 副町長。

副町長（余谷道義君） 当時の説明の中で、どういう説明があったか、ちょっと私、承知しておりませんけれども、ごみを固形化をして、そのままごみとして焼却するんじゃなくて、燃料として使うという話をしたと思います。基本のごみ処理は、域内処理、いわゆる市町村の責務ということになっておりまして、そういう形で整備が全部できればよかったですけれども、例のダイ

オキシンの対策が出てまいりまして、ダイオキシンというのはシアンの1万倍の毒性があるということで、随分喧々囂々としたわけございまして、その大部分が焼却施設から出てくる排ガスが、大きく影響しておるということで、それを緊急的にやらなければいけないということで、国のほうから広域的な処理ということで、基本的には100トン以上の炉で、24時間連続運転をなささいという新設については、基準が来ておりまして、そのために例えば個々の市町村、広域で大台町ほか4カ町村の焼却炉ですと、20トンも30トン、15トン、20トンぐらいの炉だと思っておりますけれども、そういう炉を更新することについては、補助金を出さないという、政策誘導的な部分が若干ございまして、その中でRDFであれば、これはいわゆるごみを集めるという、固形燃料にして集めることができるということで、それについてはいわゆる受入先があれば、桑名のほうへつくったんですが、受入先があればこれは助成をしていこうという国の政策誘導もございまして、そういう形で香肌奥伊勢広域連合については、固形燃料化をしていただいて、桑名のほうで発電の燃料として利用するという形で、説明をしたんだろうというふうに思っております。

ただ今、県のほうが言ってますように、そのごみは当然焼いたらごみというふうな部分が、依然としてそういうことは法的には、そういうふうな話になってまいりますので、ただ進めていった政策誘導的な県のほうもございまして、負担についてはやっぱり県も応分の負担をしてもらわなければ困るという部分は、今後も継続して県のほうへお願いをしていかなければいけないというふうには思っております。

これも平成13年から始まっておりまして、大体焼却炉というのは15年で寿命が終わってしまいます。次のことを考えていく段階では、また新たな焼却施設をつくらなければいけないという部分がございまして、町のごみについても今後このRDFをどういうふうにして処理をしていくかということについては、関係1市3町でございまして、そういうところとも、ちょっと協議をしながら、今後のごみ処理について検討していかなければいけないと、こういう

ふうに考えております。以上です。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） 平成32年まで、桑名の発電所も延長して、維持管理をやっていきたいと思いますということで、協議会そして県の企業庁、合意はしているところです。

ですので、その合意していない部分は、その負担の問題が、全然県は市町村のごみなんだから、市町村が負担すべきじゃないかと、こういうふうな知事の見解もあるわけです。そういうことを言うておりました。

しかし、政策誘導しながらやってきたのは、県やないか。こちらとしては県や企業庁が負担してしかるべきやないかというふうなことで、押し問答をやっておるといふふうなことでございます。おっしゃられるように、固形燃料やないかというようなことで、域外の持ち出し云々もございますので、そこら辺も留意しながら、今後対応していかなければならぬというふうに思っております。

議長（大西慶治君） 直江議員よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

議長（大西慶治君） しばらく休憩をとります。

再開は3時55分とします。

（午後3時42分 休憩）

（午後3時55分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 議案第58号の上程～採決

議長（大西慶治君） 日程第5 議案第58号「大台町町道路線の認定について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

議案第59号の上程～採決

議長(大西慶治君) 日程第6 議案第59号「大台町町道路線の変更について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

議案第61号の上程～採決

議長（大西慶治君） 日程第7 議案第61号「大台町自然との共生基金条例の制定について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 議案第61号ということで、質疑をいたします。本案は地球温暖化対策としての排出量取引制度を導入しようとするものでございます。地球温暖化対策の制度といたしまして、1998年に策定をされました地球温暖化対策推進法、以下推進法と言いますけれども、こういう法律がございます。

推進法の第4条におきましては、地方公共団体の温暖化対策について、

1．自治体域内での温室効果ガスの排出抑制等のための施策を推進すること。  
推進計画の策定。

2．自治体みずからの排出抑制等のための措置を講じること。

3．域内の事業者または住民に対して施策に関する情報の提供、その他の措置を講じることが責務として規定をされています。この点、町はどうされていますか、お伺いをいたします。

また地球温暖化対策としての排出量取引制度は、京都議定書の国際制度、イギリスやEUなどでの国内域内制度として、実施されているそうですが、日本ではキャップアンドトレード方式の国内制度は、政府レベルで未だ導入されてはおりません。日本では2005年に環境省の自主参加型、国内排出量取引制度が始められましたが、あくまでも制度への参加は任意とされ、総排出量へのキャップもなく、目標の設定は二酸化炭素の排出総量だけでなく、排出元単位目標、生産量という総体目標分のCO<sub>2</sub>排出量が認められています。

これでは排出量取引の最大の特徴である汚染物質の総量削減を確実に達成できず、EUなどと比べましても、実行性が弱いと多くの研究者や環境NGOから批判されているとのことでございます。この点、いかがかお伺いをいたしま

す。

次に、条例の内容についてお伺いをいたします。基金の原資は売買により得た資金となっております。事業実施要綱の第5条の説明におきまして、その価格の定めは云々でございます。補正予算案に上がってきている、1トン1万円は、要綱にある森林整備費用等の積み上げとなっておりますが、また条例では得た資金により自然環境の整備保全事業等々を実施していくとあります。これらの事業は総合計画に基づくもの、あるいは過疎計画による事業とは別に計画をされるのか。また基金だけを財源として、事業を実施するのか、お伺いをいたします。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） まず自治体内での温暖化効果ガスの抑制のため、施策を推進するというふうなことにつきまして、ご説明をさせていただきます。

ご質問の推進計画につきましては、推進法の第20条の3第3項により、都道府県、指定都市、中核市、特例市が定めることとなっております。当町におきましては策定をされておられません。当町が策定すべき計画は、第20条の3第1項により、実行計画、事務事業編であり、今年度中にその策定をする予定を、準備をさせていただいておる最中でございます。

2番目の自治体からの排出抑制のための措置を講じること等につきましては、節電や節水、ハイブリッドカーの導入などによる二酸化炭素の排出抑制はもとより、健康ふれあい会館につきまして、現在、三重県のグリーンニューディール基金事業におきまして、太陽光発電の設置を計画しておりますけれども、まだ県のほうからは事業の採択についての連絡はまだ入っておらないということでございます。その合否待ちでございます。

また二酸化炭素の吸収源につきましては、大きな役割を果しておる森林を、積極的に整備することで、少なからず地球温暖化施策における責務を果しているということでございますので、今回そのJ-VER等につきま、森林吸収

量につきましても、この事務事業の中で計画の中へ折り込めるといふことを、県を通じまして国のほうに確認をさせていただいた次第でございます。

3点目の県内の事業所または住民に対する施策につきましては、地方公共団体の責務につきましては、第4条第2項において、当町の責務は地方団体がみずからの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収の保全及び強化のために措置を生じることとされており、当町として取り組んでおります施策は、先ほど申し上げましたご説明のとおりでございます。

また区域内事業所または住民に対して、制度に関する情報の提供をその他の措置を講じることは、第4条第2項において、努めるものというふうなことにされておりますので、適切に措置がなされているか、今一度確認をし、可能な限り対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大西慶治君） 副町長。

副町長（余谷道義君） 2点目の地球温暖化対策としての排出量取引制度の関係でございます。

国のほうでやっておる事業でございますけれども、我が国の温室効果ガスの排出量でございますけれども、1990年を基準年度といたしまして、2008年の実態が出ております。それによりますと、目標の6%より1.6%増加をしているという状況ということで公表されておるところでございます。

こういう対策として、排出源対策、いわゆる事業所とか、生活いわゆる民生と言われる生活活動によって出てくること。それから運輸という関係ですね、その関係の三つのところの削減の出てくるCO<sub>2</sub>を削減するという、削減施策を打っておるところだといふふう聞いております。

その中で、キャップアンドトレードでございますけれども、事業所に対してCO<sub>2</sub>の排出量を何トン、Aという事業所については、何トンという形で、いわゆる規制をかけまして、その規制に合致するような形で、いわゆる事業活動の省エネ化等を進めていくという流れの中で、それが達成できないものについ

では、トレードという形でどこかのところが、その部分を削減したやつを、お金がかかってくるというキャップアンドトレード制度というのがあるわけでございます。これはEUのほうで既に行われておるということでございます。

その中で、今言われておりますように、総量削減、総量規制の関係と、それからもう一つ排出元単位目標というのがございます。日本の企業の場合は、1990年の時点までに相当省エネ活動を行ってきております。そういう意味ではもういわゆる雑巾を絞りきってしまって、もう出る水がないぐらい頑張ってきたんだというのが一つございます。

そんな中で、総量としてCO<sub>2</sub>を規制されると、産業構造自体が困ってくるというふうなことがございますので、元単位手法ということで、このいわゆる生産量に、この例えば自動車をつくるのに、CO<sub>2</sub>はこれだけ出ますよという形のもので、元単位に基づいてやっていただきたいというのが、産業界からのいわゆる要望として出てきておるというところでございます。

新たに総量規制として、Aという工場に対して、例えば100トンのCO<sub>2</sub>の規制をした時に、新規に工場を開拓しようとする場合、この部分がどうなるのかという部分も当然出てまいりますので、そうであれば、車1台当たりどれだけのCO<sub>2</sub>という元単位を使っていただければ、工場を増設というふうな部分についても対応できるんじゃないかというふうな言い分が出てきております。国のほうの考え方といたしましては、総量規制を基準といたしまして、元単位の手法も一考して考えていくというふうな形で、今取り扱っているというふうに聞いております。以上でございます。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東久生君） 3点目の条例の内容について、お答えをさせていただきます。

まず1番目に補正予算に上がっている売買価格は、要綱にある森林整備費用等の積み上げになっているのかというご質問でございます。先の全員協議会でもご説明させていただきましたように、当町におきましてはクレジットの事業

実施要綱を定めております。その5条の中で、予定価格の定めは認証、登録経費、その他森林整備使用や将来の予定費用などのうちから、適当な算出根拠をもって定めておくとなっております、そういった中でこの先ほど言われましたトン当たり1万円につきましては、当然当方としても満足のいく金額であるというふうに思っております。

ただこの金額につきましては、市場の価格等も含めて定めるということでございます。また2点目の得た資金につきましては、新たに総合計画、過疎計画とは別に計画をつくるかというご質問でございますが、当町におきましては、総合計画並びに過疎計画しかございません。当然その事業につきましては、この計画の中で動かさせていただくということでございまして、その総合計画並びに過疎計画の事業の中で、この要綱の8条で決めております自然環境の整備、保全に関する事業であるとか、生活環境の整備に関する事業、集落対策に関する事業、団体・人材の支援、育成に関する事業等に当てる、実施するというものでございます。

それから、基金だけを財源にというご質問でございますが、当然基金だけでは目標は達成できませんので、当然一般財源なりも含めて考えておりまして、基金だけでやるという考えは毛頭ございません。よろしく願いいたします。

議長（大西慶治君） 副町長。

副町長（余谷道義君） すいません。先ほどの説明でちょっと漏れておりました。温室効果ガスの排出量の関係で、排出量の規制、キャップアンドトレードでいくという部分を、お話を申し上げましたけれども、今回、申請あげてますJ-VERの関係でございますが、これは吸収源対策ということになります。京都議定書の中では、吸収源対策として3点、森林の吸収という形で、3.8%というのを上げております。その中の形で動いておるわけでございますが、企業との取り引きということになりますと、企業はまだそのキャップがかかっておりません。規制がかかっておりませんので、この部分をいわゆる吸収源のところを買うというふうな部分では、まだそういう企業としてそういうふうな意

向という部分が出てこない。効果がない、メリットがないという部分があるんですけども、既にそういうふうなところに、いわゆる目を向けていくという企業に対して、PRというか社会貢献という部分の中で買いたいという企業が出てくるという形になろうかというふうに思います。以上です。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） まず原案に反対の発言を許します。

次に、原案に賛成の発言を許します。

小野議員。

10番（小野恵司君） 原案に賛成の立場から討論させていただきます。

さきの一般質問でも大台町のPR、そしてまた自己資金、自力をつけるということで質問させていただきました。その中で、この制度というのは、ジェーバー制度というのは、全国でもいち早く大台町が手を挙げ、またそのシステムを構築し、そして新たな大台町の資源を活用した自主財源の確保ということで、大いに期待するものであります。

よって、この本案に賛成するものであります。

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

議長(大西慶治君) しばらく休憩をします。

再開は4時15分とします。

(午後4時12分 休憩)

(午後4時15分 再開)

議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 議案第62号の質疑～採決

議長(大西慶治君) 日程第8 議案第62号「大台町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長(大西慶治君) 堀江洋子議員。

1番(堀江洋子君) 附則におきまして、この条例は平成23年4月1日から施行すると、このようになっております。

一般会計補正予算を見ますと、19ページの4款・衛生費におきまして、水道加入分担金ということで、7万3000円が計上されております。条例施行前の予算措置は一般的には条例違反ではないかと考えるわけですが、町が支出をする場合はいいのかという点について、お伺いをいたします。

また配水管の敷設工事ということで、工事もされるわけですが、給水対象となってきますのは、町内の企業ということで、1工場が対象となると思いますが、予算も見ますと、1施設がふえるのではないかと、

ごみゼロ施設ということでふえてくるのかなという思いはありますけれども、現状は1工場ということだと思っておりますけれども、条例が4月1日からの施行となっておりますので、加入分担金を課することはできないと思っております。加入手続きのないままの工事の実施というのも、また疑問を感じますので、答弁を求めるものでございます。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 予算書19ページの7万3000円、水道加入分担金のご質問でよろしかったですか。このことにつきましては、滝谷の里公園にありますトイレにおきます、水道の加入分担金が口径を大きくしないと、水道がうまく流れないというふうなことが発生しましたものですから、先に予算をいただきましたものに対して、7万3000円を増額させていただくものでございます。

議長（大西慶治君） よろしいですか。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 失礼しました。条例の施行日を4月1日とさせていただきますしたのは、簡易水道におきます事業変更届けの中で、工事の着手並びに完了予定年月日を、一応この議会を通していただくという形で、10月1日から着手をさせていただく。工事の完了は3月31日をもって完了することということで、給水につきましては、給水開始の予定年月日は平成23年4月1日から事業を完了して給水を開始するというふうなことになります。

そのことによりまして、給水開始ができる状況になって、給水区域の変更を行うというふうなことです。4月1日をもって給水区域を施行させていただくということにさせていただいております。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 初めの質問は、条例は平成23年4月1日から施行ということになっていて、一般会計の補正予算のごみゼロ推進用備品ということで、その下の水道加入分担金は、このごみゼロ推進施設、堆肥化の施設のため

に敷くというのではなく、滝谷の里ということと理解していいのかという点を伺いたいと思います。

このごみゼロ施設、生ゴミの堆肥化のための施設につくるにおいて、水道施設はもう全然まだ考えていないということで、この予算とは関係を切り離してということのごみゼロ施設のための水道加入分担金ではないということですよ。

それと先ほどの排水管の敷設工事をされるということで、この点の工場というのは町内の企業になってくると思うんですけども、条例は4月1日からの施行ということになりまして、この施設に対しては加入分担金、どういうふうになっているのかということで、まだ加入手続きはされていないと思うんですけども、加入手続きされていないままで、その工事は実施できるのかという点を、再度伺います。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 水道法の15条に給水義務というものがございまして、市町村はその給水事業計画に定まった給水区域に、需要者から給水契約の申し込みがあった時は、それを拒んではならないというふうなことでございまして。

ですから、現在3月31日までに工事を完了し、4月1日で給水開始ができる状況を設定させていただいたというふうなことでございます。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 19ページにあります水道加入分担金7万3000円につきましては、先ほど申し上げましたように、滝谷の里公園のものでございます。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） すいません。ごみゼロで予定させていただいております施設整備につきましては、先ほど申し上げましたように、給水区域の変更が4月1日という形になりますので、まだ配水管の整備がされておしま

せん。ですから、現在のところその施設には、現在水道を引かずに事業を進めさせていただくというふうな形のものになっています。

ただ今のところ施設につきましては、家庭から出てきました一次発酵して、二次発酵をするための施設を考えておりますものですから、水が全然要らないかということそうでもないんですけれども、水分が不足すれば追加をさせていただくというふうなことでございますけれども、現段階の中ではその給水に間に合わないというふうなことになります。ですから、新年度予算の中で、その措置をさせていただくことになるかと思えます。

---

議長（大西慶治君） 暫時休憩します。

（午後 4 時 2 6 分 休憩）

（午後 4 時 2 7 分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 新たに翌年度 4 月 1 日を給水予定として工事を進めさせていただくわけでございますけれども、現在その業者からの加入の給水の申し込みは現在の中では、給水区域に入っておりませんものですから、まだ出していただいておりますというふうなことが現状かと思えます。

---

議長（大西慶治君） 再度、暫時休憩します。

（午後 4 時 2 7 分 休憩）

（午後 4 時 2 8 分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 園井地区に建設の予定をしておりますごみゼ口の、家庭のごみをコンポストによって堆肥をさせていただくところの施設につきましては、新年度に水道を引くというふうな形のことを計画しております。現在のところ水道を引く計画になっておらないということでございます。

今現在のところ、ふれあい会館やなしに総合支所の車庫を借りまして、現在その間借りをしておるような状況でございますけれども、水使用料等につきましては、ごく少量でいいというふうなことを想定しております。今後ともそのような形の中で進んでいくものと考えておりますので、今年度末までにおいてはその必要はないものと考えております。

---

議長（大西慶治君） 暫時休憩します。

（午後 4 時 2 9 分 休憩）

（午後 4 時 3 0 分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 立地される企業につきましては、水道を整備するというふうなことが条件になっておるようでございます。それを受けて、あと生活環境課のほうでその整備をさせていただくというふうなことになろうかと思っておりますけれども。

議長（大西慶治君） 暫時休憩します。

（午後 4 時 3 1 分 休憩）

（午後 4 時 3 3 分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 今回、園井での企業誘致ということにつきましては、当然来ていただくということで、水道の手だてはどうするのかということで、これは町のほうで設備をするという方向で、本管を今回つくらせていただいて、それで今回の本年度に 3 月いっぱい工事をしまして、4 月になって引き込める状態になってから、加入手続きを新年度でさせていただくという方向で進むとという内容で、大西縫工所とは進めさせていただいております。以上でございます。

議長（大西慶治君） 総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 失礼いたします。

土地を売買契約するにあたりまして、土地のちょっと名前忘れましたが、特約をつけておりまして、工事を着工、売買契約後 1 年以内に行うという特約をつけておりますので、そういう面からも水道工事をする理由になるかと思えます。

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

堀江洋子議員。

1 番（堀江洋子君） 条例は 4 月 1 日からの施行なんで、単純な疑問なんですけれども、まず配水管の敷設工事をしますよね。給水対象となっていくのは、大西縫工所さんということで、必然的にそうなるんだろうと、私は思うんですけれども、それで加入手続きはされてはいないというふうに思うんですけれども、いなかったとしたら、なぜ工事の実施ができるのかという疑問なんです。

説明を聞けば聞くほど、私よく理解できないんですけれども、それで工事が実施できるということですか。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 先ほど水道法の15条のお話をさせていただきましたけれども、配水管を敷設して、給水区域を設定した後でないと、その区域に給水ができないというふうなことになります。ですから、その前には三重県のほうに簡易水道事業の変更届けを出す必要がございます。変更届けを出すのが、条例の議決の写しと予算の議決の写し、この添付が必要なんです。ですから当然この時期に4月1日で給水を開始する条例改正をしていただく必要がございます。以上でございます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第63号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第9 議案第63号「平成22年度大台町一般会計補正予算（第6号）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣田議員。

2番（廣田幸照君） 16ページでございます。総務費の大杉谷出張所費でもう一度、さっき過疎実施計画の答えていただきました部分ですが、確認をしていきたいと思います。合わせて1500万円の薪風呂に関する予算が上がっておりましてでございますけれども、建設する場所はどこであるか。その構想として、目的はどういうことを考えておられるのか。対象者は地区住民であるのか、あるいはそれ以外の者であるのか。

それから、薪風呂ですから、当然薪が必要なんで、薪の調達はいかようにするのか。

利用する場合の利用料金は、どういうふうに設定するのか。

施設をつくって、それを運営していくわけですので、その運営形態はどうなるのか。直営ということはあり得ないので、指定管理になる方と委託料はどうなるのか。

それから、今後の方向性として、当然修理や設備更新等々が生じてくると思いますので、それをどうするのか。いずれにしても箱物をつくっていくということでございますので、後々のところまで影響が及んでくると思いますので、その辺をつまびらかにしていただきたいと思います。

それから、2点目ですが、19ページ先ほども少し出てきまして、私なかなか思考のピントが合わなかったんですけれども、ごみゼロ推進施設新設工事以下、合わせて965万円のごみゼロ施設関連の予算が出ております。設置場所はどこであるのか。運営形態はどうするのか。委託料はどうなるのか。指定管理なのかと。

それから、家庭内で出てきた生ゴミを、家庭内で一次処理して、それを二次

処理をする、発酵処理をする場所だと思っんですけれども、大台町はこのよ  
うな地域で、非常に範囲が広いわけでありまして、以後の設置予定はあるのかど  
うか。当然、運営の稼働率を上げていくといひますか、そのためにはいろいろ  
な工夫が必要かと思っんです。ある自治体なんかでは、一次処理したごみを運  
ぶごとに、クーポン券を出して云々というよなこともあって、たくさん処理  
ができるよなというふうな、処理促進のために知恵も出しておるよなですが、  
そういうふうなことも考えておられるのか。この2点について、お伺ひしたい。

議長（大西慶治君） 大杉谷出張所長。

大杉谷出張所長（寺添幸男君） 廣田議員の大杉谷出張所費、15ページの  
薪風呂建築工事設計管理業務委託料100万円と、工事請負費の薪風呂建築工  
事1400万円について答えさせていただきます。

建設場所から申し上げます。先ほど申し上げましたよな、自然学校がメイ  
ンに使うということを考えておりまして、自然学校がござひます地域総合セン  
ターの中の空き地ということござひます。

目的につきましては、先ほども触れましたが、自然学校の新たな魅力づけと  
いうことで考えておりまして、自然学校がやっていきます。この目的についま  
しては、先ほども申し上げましたが、いわゆる大杉谷にある、今もありますけ  
れども、そういうふうな薪風呂を文化として残して、子どもたちに体験させる  
という教育の一環という形で、これをやっていきたいというのが、主目的でござ  
ひます。ということで、対象者につきましては、自然学校にお越しいただく  
子どもたち、一部は成人の方もみえますが、その方を対象としておりますが、  
今後、登山道もオープンしますし、観光客のアップも見込みたいと思っていま  
すので、そういうふうな利用も当然視野に入れてひます。

それと、あそこ自身が避難場所ということござひますので、緊急時そのよ  
うな対応もある意味考えられるところでもござひます。

薪の調達につきましては、先ほど申し上げましたよな、やっぱりこれもい  
わゆる利用者が集めるというのが、私どもの考えておるシナリオでござひます。

しかしそれだけでは対応できない場合は、地元の方々から安価で買わせていただくということは考えております。これで少しでも安価ではございますが、木材の流通が起こればというふうなことでございます。

利用料金につきましては、今ちょっと保健所と検討しております。取る、取らん関係なく、保健所の届け出等が要りますので、そこら辺を検討させていただきませんが、もし取ったといたしましても、薪をいただく程度、そこで帳尻が合うかなというところで安価でというふうに、今考えております。

施設の運営形態につきましては、先ほど申し上げましたように、指定管理でございます。建物自身は今の地域総合センターから離れたところを想定しております、別棟でございます。それを指定管理していきたいと思っておりますし、その管理団体は先ほど申し上げましたように、自然学校か最近できた地域協議会、まだ名前も決まっておりませんが、地域の方々で管理、運営をしていくというところを考えております。

今後の方向性、まだできてませんが、今後の設備の維持管理というところでございますが、当然、指定管理料の中で含めるべきものは、含めなければいけないと思っております。しかしながら、建物自身は当然町のものでございますので、維持管理はさせていただく、町がする。指定管理が発生した中で、料金が発生するとなる、過不足をする一部の支援ということは考えていく必要があるかわかりませんが、基本的には今検討中の利用料金の中の相殺でやっていきたいというふうな考え方でおります。以上です。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 19ページにあります、ごみゼロ推進施設新設工事費等にかかる問題につきまして、運営形態、追加施設の設置、クーポンなどの検討について、お話をさせていただきたいと思っております。ご質問にお答えしたいと思います。

本施設は、三重県のごみゼロ社会実戦プラン推進モデル事業の補助金をいただいで、建設をさせていただくわけでございますけれども、一応44平米2棟

程度のものを設置をしまして実施をさせていただきます。

普通はこれが、町のほうが現在考えておりますのは、町のほうで管理をしていって、その関連の中でコンポストリーダーの養成とか研修とか、そういったもの、もしくはまだ施設、協力する対象者の方々が少ない場合については、その施設を二次発酵の施設として使っていきたいというふうに考えておりますが、ただもう地元には既に3グループほど自主グループの方々に、それぞれの二次発酵施設をお持ちになって、ご活躍をいただいております。

一応町のほうとしましては、現在100名の方々にコンポストリーダーとして養成をさせていただいて、ご活躍をいただいております。将来的には400世帯ほどのものに広げたいというふうに考えておりますことから、それぞれの身近なところにそれなりの施設が必要になってくるというふうには考えております。その身近になった、そういった施設につきましては、それぞれのコンポストで生ゴミを堆肥化してみえる方々に、自主的に運営をお任せしたいというふうな考え方を持って、説明させていただいております。

鳥羽市などはそのクーポン券を活用しながら、そのごみゼロの推進に向けて、取り組んでおりますけれども、そういったものが私どもの町にうまく導入できるかどうか、そういったことも検討しながら、今後検討していかなければならないというふうに思っておりますけれども、まだそこまで直ぐさま行くには、なかなか難しいかなと思っておりますが、まだとりあえず100名の方が200、300ととりあえず増やしていただくのに、今現在、一生懸命になっておるところでございます。

将来的にこういったものにつきまして、施設をどのように持っていくかというふうなこと等につきましては、現在ごみゼロ堆肥化に関するアンケートを、生ゴミ堆肥化の受講者の方々に、コンポストリーダーの方々にご意見を聞きながら、これから生ゴミ堆肥に向けてのそういった形の中で、いろいろお話をしながら、方向性も参考にしながら、どのような形のものを大台町の形態、形としていくかというふうなことを、今後とも考えていくというふうなことをさせて

いただく予定でございます。

議長（大西慶治君） 審議の途中ですが。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） その機関的な施設、今回、予算化させていただいておりますのは、簡易水道の予定をさせていただいてます、グラウンドの端を利用させていただきたいと考えております。

---

議長（大西慶治君） 審議の途中ですが、中断し皆様にお諮りします。

会議時間は、会議規則第9条により、午前9時から午後5時までとなっておりますが、午後5時を超えて引き続き会議を開くことに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、午後5時を超えて引き続き会議を開くことに決定しました。

---

議長（大西慶治君） しばらく休憩します。

再開は5時ちょうどとします。

（午後4時49分 休憩）

（午後5時00分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（大西慶治君） 廣田議員。

2番（廣田幸照君） 説明を受けましたけれども、なかなかイメージが湧いてこないの、ちょっと困惑しておりますところですが、まず原資は過疎自立促進計画の中で、少し申し述べられましたけれども、14ページにある1000万

円というのは、その他という財源で、これは宝くじ運営補助金でしたか。

後の500万円は、国県の支出金が120万円、これが充当されるんでしょうか。それからまた、それだけ充当されるとして、後380万円ぐらいは、一般財源から出されるわけですね。それは財源部分がどうなってくるのかということが一つなんです。

それから、地域総合センターに建設をして、大杉谷自然学校の参加者の体験施設としたいんだということで、薪集め、薪割り等々は利用者でやっていただくというようなことで、大杉谷自然学校には入浴の施設もあるわけですね。利用者がどれぐらいになるのかなというところがあります。

利用料金云々で保健所へ届けもしなければいかんということですが、共同浴場的な考え方でありますと、保健所の届け出も必要で、料金を取るものはそういうことになるわけです。

指定管理で、大杉谷自然学校か地域協議会のほうに委託をしないと、当然この委託料が発生してくるわけですね。そういうことで、そこまでは整理ができたんですけども、1400万円で建物と風呂、ボイラーになるんやろな、それで大きな浴槽になるのか。あるいは個別の利用したい人が、全員そろうかどうかわかりませんし、例えばイメージが湧かないから、そこにあるにしても、コテージみたいに、集合体になって、そのうちのAの風呂は、それを利用する人、Bの風呂はそれを利用する人がというふうにやっていくのか。

本当にイメージが湧かないんですね。そもそも集落対策のところから始まっていくわけですから、こういうものはやはり考え方を共有しないと、賛成も反対もできないと。全員協議会でこういうことは、きちっと話をしてもらってやっていかんと、この予算書で質問しながら、それぞれ別々のイメージを書いたんでは、話にも何もならないと思うんです。

こういう質問をしながら、なおかつまだ頭の中にイメージが出てこないと、こういうことで困惑をしておるわけであります。ですから、その辺の我々がイメージが共有できるような形で説明をいただきたいと思います。

それから、ごみゼロ関連施設、施設関連については、設置場所が菌井のグラウンドの端だと、こういう話ですので、旧の営林署の貯木場の跡地でしょうな。それでここには、今度の統合水道のここは貯水地になるんですか。配水地やない、貯水地ですね。そして、弥起井のほうの上にある配水地のほうにまで上げていくということですね。ここに44平米の2棟の生ゴミの二次処理の研修施設をつくっていかうと、こういうわけで、町が運営をしていくということですね。

これは大体イメージができてくるわけですが、ここへそういうふうな施設をつくって、ごみゼロ推進用のかき混ぜ用ローターを200万円ぐらいで買ってということになるわけですね。

まだ一次処理した生ゴミを集める方策については、考えてないようなことでございます。これも実際に運営してうまくいくのかな、どうかなという辺りですね。よく分かりにくい。

人家が密集していて、人口のたくさん集まっているところで、二次処理ができるような形であれば、簡単に水を切った生ゴミを持ってきて、そこで発酵させるということもできるでしょうけれども、ちょっといささか離れておるんで、そこまで足を運んでくれるんだらうかなというふうなことで、これもいささか危惧をするところであります。

補助金の部分でやっていくんだということですが、この辺についても今一度説明をいただきたい。特にこういうものは一たん造りますと、ある程度永続的な運用が必要なので、造った、失敗だったと、あれ造ったけれども、もうしばらくしたら稼働しておらんということでは、町民のほうからもいろいろな指摘を受けていくわけです。

そういうことで、もう少し詳細なことを、お聞かせいただきたいと思います。

議長（大西慶治君） 大杉谷出張所長。

大杉谷出張所長（寺添幸男君） 再度ご質問いただきましたので、説明させていただきます。

まず、ご指摘いただきました全員協議会等で説明ということでございます。確かに事業費も大きくて、過疎対策、いわゆる限界集落対策で一つそれをやっていく自然学校に対する、いろいろな施設整備でございますので、ご指摘のとおり、今後その点は十分注意させていただきたいと思っております。

それから、歳入部分でご質問ございましたように、この事業につきましては、宝くじ助成事業という、国の宝くじの助成事業の枠の中で、コミュニティー助成事業というのがございまして、そこから1000万円いただきます。1000万円を超える事業に対する支援でございましたので、1000万円いただく形で考えております。

全体事業費で1500万円、後は一般財源です。私どものほうで、これ以外にこの大杉谷出張所費のほうに、9ページのほうで総務費の県補助金で、過疎市町等地域づくり支援事業補助金120万円を入れてますので、これはこれとは全然関係ございません。あくまでもコミュニティー助成がこの財源でございまして、先ほど説明したように、1000万円が国の宝くじ事業のお金、500万円が一般財源です。それとイメージということでございますが、場所は地域総合センターと申し上げました。具体的な場所、細かくまだ煮詰められてはいませんが、今の段階で前の大杉谷地区の公民館がございました。今、自然学校の職員が駐車場にしているスペースという説明になるかと思っております。その辺の川沿いのところへというふうなイメージでございます。

それから、この浴場施設につきましては、大きないわゆる浴槽をつくるつもりはございません。やっぱり昔のお風呂と、物はどうなるかわかりませんが、薪風呂でできる限り直火炊きができるものを、幾つか並べると、男女別々ですけれども、今のところ簡易設計の中では、男女2つずつ計4個、最大男女別に6人、計上12人が入れるようなもので、それが大体14から15坪という、簡易設計の中で出てきた金額が1400万円でございます。そういうようなものでございます。

しかしながら、今、自然学校とも調整させていただいておる中で、もっと露

天風呂ではございませんが、もう少し趣向を凝らしたものというご意見もございますし、先ほど議員がご指摘のように、地域総合センターの中には、お風呂がございます。このお風呂は実は福祉目的のお風呂でございます、シャワーしか使えません。

しかしながら、このシャワーもいわゆる自然学校が使っていただいておりますだけで、一切管理をしていません。ということでそれは使えますが、お風呂がないということもございましたので、そのお風呂をつけることとなります。この施設につきましては、当然、今あるシャワー施設がかなり古くなっておりまして、今後メンテナンスも非常に要るだろうということで、できましたら私どもは自然学校の施設にとって、体験型のものを屋外につくって、それを有効活用していきたいという思いでございます。

大体今、大杉谷自然学校で細かい数字は、私、今持ち合わせておりませんが、2000人以上の方々が、宿泊体験並びに日帰り体験をされています。その中のメニューとして使っていくということが、まずメインでございます。先ほど申し上げましたように、それ以外に、登山道の利用者、観光客等も拾っていきたいと思っています。プラス災害時の緊急時の対応も考えられると思っております。以上です。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） コンポストのごみからの堆肥化というような形の中で、現在、予算を計上させていただいて、推進をさせていただいておりますけれども、場所につきましては、弥起井のグラウンド跡、将来浄水場の建設地を予定させていただいているというふうなことで、その一角をお借りして、今年度までに建設をさせていただきたいというふうなことを思っております。

現在、コンポストの回収等につきましては、大杉谷地域につきましては、その地域の方々がまとめて車へつんで届けていただくというふうな形の中で、この回収を対応させていただいております。これは大杉谷支所の方が、契約をし

ていただきまして、集落対策の一環としての一つのメニューとして、コンポストのほうを取り入れていただいております。

大体コンポストにつきましては、3カ月に一回程度の回収になってくるんじゃないかというふうことです。ただ家庭によっては、もう少し期間が伸びるところも、要するに一杯8分目ぐらいに溜まったら、二次発酵に持ってきて、床剤を入れ換えて持ち帰ってもらうということをしますものですから、そのような形の中でさせていただきます。

今回はその研修というふうな形になりましたものですから、全員の方々に一気に集めさせていただいて、その床剤の切り替え、コンポストの二次発酵に向けての水分の調整とか、切り替えとか、そういったことを研修をさせていただきました。

次、二回目については、その一杯になってくる頃を見計らって、回収をさせていただくというふうな形になるかと思えます。将来的には、大体10世帯程度集まれば、二次発酵ができるだけのボリュームができてくるのかなというふうなことで、コンポスト自体が75リッター程度ありますもんですから、その8分目としましても、50リッター程度、100件でやりますと500リッター程度の量になりますもんですから、それでできていくんじゃないかなというふうな形で、現在、日進栃原地区では16世帯の方々が、それぞれやっただいただいておりますし、神瀬については9世帯、下真手では13世帯の方々が、下真手については、ほ場整備で使った堆肥舎をご利用になっていただいておりますというふうな形の中で、あの堆肥舎程度のものが、大体適当かなというふうな気もするんですけども、そういったものをそれぞれの世帯がふえてきて、それぞれの地域でまとまるようであれば、そんなものを考えていかないかなというふうなことで考えておりますけれども、できましたら、まとめられるものはまとめて、弥起井の建設した施設で大きな山として、二次発酵するほうが、発酵効率もよろしいもんですから、そのようなことを考えておりますし、その切りかえにつきましては、当分の間は1週間に1回程度、日を決めて切りかえ

を行っていきながら、水分または温度の調整もうまくいっているかということも確認しながら、やっていかないかんといいふうなことを、現在もさせていただいておるところでございます。

こういったことを、将来的には鳥羽市なんかは、NPO法人を設立してやっております。400世帯からの規模があるという形で、そのような形のことをやっておりますけれども、大台町につきましても、それぞれの普及に合わせまして、そのような参加してみえる皆様方の意見等を検討の中で、どのようにしていくかということ、これから探っていくわけですが、あまり役場のほうでお膳立てをして、どんどん引っ張っていくではなくて、利用してみえる方々がその地域の人に合った形のものが、どこにあるのかということ、ご相談させていただきながら、それに即した状態のものを作り上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 同じく廣田議員が4款の衛生費で質問された、ごみゼロ推進施設の生ゴミの堆肥化ということで伺います。弥起井に2棟建てるという説明だったのですけれども、処理量について伺いをいたします。

それと処理された後の利用についても伺います。有料か無料なのかということについても伺いをいたします。処理されているということで、もちろんそのごみの量は減っていくと思うのですけれども、広域連合への負担金というのが、どれだけ減るかということをお伺いをいたします。

それと、補助金の採択はされているかということについても、伺いをいたします。組織化についてですけれども、町で管理をして、後々は住民の方というふうな受け止め方でよろしいのでしょうか。

ごみ社会実現プラン推進モデル事業実施要綱においては、住民、企業、民間団体、行政など、多様な主体の連携、協働によるごみ減量化等の取り組みに対して補助を行うというふうになっているのですけれども、どこまで組織を広げ

ていくのかという点についてもお伺いをいたします。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 現在、処理量につきましては、一般家庭の多い、少ないあるんですけれども、おしのべまして、ごみの量につきましては、1日4、500グラムが、三角コーナーが一杯になる程度であろうというふうなことが言われております。1年間で出すごみにつきましては、約100人の方々がその目標とさせていただきますと、これが目標値の400世帯等になりますと、生ゴミの量につきましては、約12トンぐらいが少なくなるというふうなことになります。

12トン少なくなりますと、連合の負担金等につきましては、現在、出したごみの量による割合が8000万円ちょっとぐらいありますけれども、その量に対する単価が大体トン3万円程度になると思います。そうしますと、年間12トン少なくなりますと、36万円ぐらいは少なくなってくるだろうというふうなことでございます。

ただこれは連合からの負担金は、このような形になりますけれども、ごみが堆肥となって、有機物化するという、これが一つの堆肥となったものが、また野菜づくりに使っていただいて、野菜を食べていただいて、またごみを堆肥化するというのが、社会の循環の一つを担っていただく作業になるかなというふうなことを思っております。

堆肥化できたものにつきましては、現在のところ売るとか、そういったところはまだ現在そこまでのボリュームのものは発生しないと思いますもんですから、作っていただいたもの、一次発酵してコンポストで収めてもらったものを、開けていただいて、その中へまた床剤を入れて、できあがった堆肥を持って帰っていただく。それでプラマイ0、当分の間、それで済んでいくんではないかというふうなことを考えております。

鳥羽市の分につきましては、400世帯ぐらいやっておりますけれども、そのような形で、持ってきた時に床剤を入れて、堆肥を持って帰ると、そんな形

の中でぐるぐると回っていくという形で、400人の世帯の方々がそれで回っていくというふうなことでございます。

組織につきましては、先ほど申し上げました中でもあるんですけども、現在100人の方々が参加しておりますけれども、その方々にとりあえず今後の生ゴミの処理について、いろいろなご相談、または知恵を拝借したり、それぞれの地域に合ったものをしていくには、どのようにしていくというふうな形のもの、意見交換をする、またアンケートを取るというふうな形のものを考えております。そういった中で、将来的には自主組織ができれば、一番ありがたい。

それからもう一つ、先ほど申し上げましたように、地域でそれぞれが10人程度の規模、またそれ以上の規模のものがあれば、そのグループ・グループで、二次発酵して堆肥をつくってというふうな、現在、日進や神瀬や下真手で活動してみえる、そういった形のものが、それぞれの字でできてくるのが、一番いいかなというふうには思っております。

現在、100人が養成されておりますけれども、大台地域で50人、宮川地域で50人、どういうわけかうまく半々になって、現在それぞれの方々にさせていただいております。字別でそれぞれ人数の上下はありますけれども、これがまだの字を含めまして、10人規模になるように、これから私どもが一生懸命、そのコンポストリーダーとなられた100名の方々にお願いして、輪を広げていきたい。そのようなことを考えております。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第64号の上程～採決

議長(大西慶治君) 日程第10 議案第64号「平成22年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

議案第 6 5 号の上程～採決

議長（大西慶治君） 日程第 1 1 議案第 6 5 号「平成 2 2 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6 番（直江修市君） 6 ページ、歳入が国庫支出金となっております、ちょっと先ほど一般会計補正予算で質疑なされていたことに対して、しっかり聞いていなかったんで、申しわけないんですけども、水道加入分担金が一般会計で計上されておって、簡易水道のほうで受けてないことについて伺います。

それと、この補正予算では水道加入分担金としておるんですけども、条例では加入申込金となっておりますね、どちらが正しいのか、改めて問いたいと思います。

それから、歳出で工事請負費 9 5 1 万 3 0 0 0 円、先ほども一般会計とまた水道条例の改正案で、いろいろ質疑もございましたが、園井の町有地を処分した、取得したのが業者で、ここで工場を建てて事業を展開していくということを受けて、配水管の敷設ということで、引っ張っていくということで、これはここ 1 件、堀江議員も言われておったけれども、1 件のわけなんで、私も配水管を敷設する。配水管から給水するにつきましては、給水装置を付けてくださいという申込みをします。その給水装置を申し込んだ時に加入金を払えばいいということなんですけれども、一般的には。

もう既に配水管があって、そこから新しく家を建てた人が給水を受ける場合は、給水装置をつけてくださいという申込みをして、その時に加入金を払うということなんですけれども、この場合は 1 件なんです、1 事業所なんです。そこでいろいろ議論しておったんですけども、担保はどうなんだということ

ですね。これは特約でここへ工場を建てるということについては、契約の際に結んでおるといことなんですけれども、それはあくまでもそういう契約なんで、それを反故にしたら一体どうなるのかというようなことについて、契約の中にあるかということの一つ、関連して取りたいんですけれども、完全にということとは私は言い切れないと思うんです。最悪のケースの場合は、これまた4月以降の、用地は買ったけれども、4月以降、工場を建てて、その間にどんな状況が起こるかわかりません。

だけれども導水管は年度内にやっていくというところで、どうなのかということなんです。担保はどうなのかということです。900万円をつぎ込んで、間違いはなかろうが、これも100%言い切れるものやないんです。どんな事情が起こるかわからん。経済事情のもとからということからいきますと、担保が私、必要だと思うんです。間違いなしに事業者が加入するということの、その点をいろいろ議論されてきたんだと思いますので、私も伺います。

---

議長（大西慶治君） 暫時休憩します。

（午後5時29分 休憩）

（午後5時30分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（大西慶治君） しばらく休憩します。

再開は5時45分とします。

（午後5時30分 休憩）

（午後5時45分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き質疑をします。

---

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 直江議員の水道加入分担金につきまして、条例では違うのではないというご指摘をいただきました。条例では加入申込金というふうな形で定めております。したがいまして、水道加入分担金と記載せずに、水道加入申込金と記載するのが、適当であったかと思えます。今後このようなことのないよう、十分気をつけていきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

7万3000円の追加補正につきましては、現に231万円の当初予算を計上させていただいておりますが、これがまだ埋まっておらない状況でありますので、7万3000円の歳入補正をさせていただいておりませんので、よろしく願いしたいと思えます。

議長（大西慶治君） 副町長。

副町長（余谷道義君） 公用地への配水管を敷設することについての担保の関係でございます。土地の関係につきましては、解約特約というんですか、買戻特約というものはしてあるんですけれども、1年以内に建てて10年間、操業しない場合は違約金1割ということで、228万円という形のもの設定はしております。ただ今回の場所というのは、町が工場誘致をするということで、製造業を誘致していこうという施設でもございます。そういう意味では私も大阪あたりに企業誘致の関係でもいっておりますけれども、通常企業誘致をする場合は、当然水道がないようなところへ、企業を誘致していくということもできません。町の施策として、これはこういうところに当然水道を引いた上で、今後も工場誘致をしていくということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思えます。

議長（大西慶治君） 直江議員。

6番（直江修市君） 水道会計におきまして、加入申込金として231万円収入するという、いわゆる既決予算ですね。これがあるんで、一般会計で7万

3000円加入申込金を計上しておるけれども、水道会計で受ける必要がないというような説明でございましたけれども、私は一般会計でせっきく水道会計として、収入が増えるということで、7万3000円上げておるのに、水道会計はそれを受けて歳入を増やしていこうということをしていないというのは、そもそも一つ問題があるというのと。

231万円というのは、あくまでも何世帯か加入することを前提に組んでおる予算なんですね。これはそれで予算としてもっていくと、231万円の加入金が入るように、これは環境課として、これは事前に申し込みがあったのか、これからあることを予想しての予算措置なのか、わかりませんが、とにかく231万円は、まず収入していくというのが、予算執行なんですね。

せっきく一般会計で組んでおるのに、特別会計で入れんというのは、これは誤魔化しですね。例えば一般会計補正予算の19ページで、簡易水道特別会計繰出金に2300万円組んでおるんですね。それをちゃんと水道会計の一般会計の繰入金として、繰り入れておるんですね。ここでも既決予算は2億2236万9000円、既にあるんですよ。そういう理屈からいけば、一般会計で組んであっても、既決予算があるんで、この補正では予算措置しませんというのと同じ理屈ですよと、それは。

そもそもそういう考えから、ここへ歳入をしなかったのかどうかということですよ。お尋ねします。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 水道の加入申し込みというのは、年度にこれ程度の加入申し込みがあるであろうというふうな推測をもとにして、231万円を計上させていただいております。年度によりまして、その状況については不確定なものがございます。

ですからこの7万3000円も通常の加入分担金、一般家庭等から発生してくる加入分担金の一つのとらえ方とするならば、231万円の範囲内で吸収できると考えております。

議長（大西慶治君） 直江議員。

6番（直江修市君） ですから、一般会計でこの水道、ここでは加入分担金7万3000円計上していますけれども、これどこへ行くんですか。

いつこれ受け入れるんですか。水道会計、これ受け入れになっていませんや。本来、これで一般会計でここで組んだら、普通この同じ回の同じ予算措置を受けるとというのが、これが普通やないですか。これ以外の方法というのは、私はやっぱり頭になかったということはないんですか。入れるという予算措置をしなかったという補正を組まなかった。その言い逃れですよ、それは。これいつ入れるんですか、これ組んだやつを、一般会計で組んだやつ。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） この予算執行につきましては、加入申込書をいただいて、その後、水道のほうへ歳入をさせていただくわけですが、先ほど申し上げましたように、一般家庭等々の申込金が231万円の予算の範囲内で、この7万3000円を歳入していくというふうな考えを持って、この状況が発生しておるといふことでございます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） まず原案に反対の発言を許します。

直江議員。

6番（直江修市君） 私、長いこと議員させてもらってきました。こういう補正予算を出されます。一般会計が特別会計へ繰り出すお金とか、また一般会計において公共施設等の使用料等々、下水道料であれ、上水道料であれ、上げたら特別会計がちゃんと補正でもって、それを歳入するというので、ずっと

来ておるんですよ。そういうのを、既決予算があるから受け入れるということなことは初めてこういう審査の時に説明を受けました。

私それは総計予算主義とか、いろいろ原則から言っていた場合、全く逸脱しておると思うんです。水道会計で受けるような予算措置を、一般会計でしてやるのに、受け入れないという理由は何もありませんやんか。そういう補正にこれをすればいいだけのことなんです。増えたら増えたで、水道会計の収入が増えるわけなんですから、これ結構なことやないですか。

それをあえて、既決予算があるから受け入れないというようなことは、これは会計上おかしいと思いますよ。ですから、そういうことを理由としまして、本案に反対します。

議長（大西慶治君） 次に原案に賛成の発言を許します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第66号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第12 議案第66号「平成22年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第67号の質疑～採決

議長(大西慶治君) 日程第13 議案第67号「平成22年度大台町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第68号の質疑～採決

議長(大西慶治君) 日程第14 議案第68号「平成22年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

1番(堀江洋子君) 質問をする前から、何か答弁を予想されたような質問になるかと思うんですけども、6ページです。先ほど簡水のところで、直江議員も言われてましたけれども、その受入れの予算措置が、ここでもされてないと思うんです。と言いますのは、一般会計補正予算の25ページです。ここでも浄化槽の使用料ということで、2月分、3月分の4万6000円、それから合併処理浄化槽の設置分担金15万円ということで計上されているわけですけども、この分につきましては、特会で1款・使用料及び手数料、2款・分担金負担金において、やはり受け入れていく予算措置が必要だと、私思うわけですけども、そういうふうな予算措置もされておられませんし、計上も

されていなんです。

なぜこういうふうな形になるのか。予算措置、受入れないのか。この点についてお伺いをいたします。

また工事は来年1月30日に完成されるということで、教育委員会のほうから聞いたんですけれども、その分の工事費が計上されていないわけです。工事費を計上されていない理由についても、説明を求めたいと思います。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 先ほどの簡易水道と同じような言い方になるかと思うんですけれども、原型予算の中でそれが予算があったかというふうな形の中で、この分につきましては、一般の家庭等の分担金または使用料という形の中で、それぞれ収納をしていくというふうな形の考え方に立って、この予算を編成しておったというふうなことでございます。

議員からご指摘、重々わかったつもりでありますので、今後、こういったことにつきまして、十分配慮してそれぞれの経営体について、気をつけていくべきではないかというふうなことを、現在反省をさせていただいておるわけでございます。

工事費等につきましては、現在、浄化槽の設置は60基を見込んでおりますので、それがまだ目標値に達しておらない状況になっております。その中で工事費等について、余裕がございますので、あえて補正をさせていただいておらない状況でございます。

議長（大西慶治君） 堀江議員。

1番（堀江洋子君） 重ね重ねというのか、先ほどの簡易水道での予算措置、また生活排水での予算措置、なぜこういったことが起きるのかなというふうな気持ちで、私もいます。

今後、配慮してと、反省していると言われますけれども、この提案された、今まで審議をしていくわけですから、やはりこれはきちんと受け入れる予算措置をして、きちっと説明ができるようなものをつくらないといけないんじゃない

いですか。同じことをされていると思うんです。簡水の特別会計と、その原型予算の中で回っていくんだみたいなことも言われて、私は納得できません。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 先ほども申し上げましたように、原型予算の範囲内で、それぞれの一般町民の方々が、使用料の申込み、もしくは設置の分担金の歳入等があった状況と同じような状況が発生したというふうなことというふうなとらえ方をさせていただいて、歳入の補正を行わなかったというふうなことでございます。

これは、先ほどの水道会計と同じく、そのような判断をさせていただいて、予算化をさせていただいたというふうなことでございます。

議長（大西慶治君） 堀江議員。

1番（堀江洋子君） 町長も副町長も、今日もきちんと職員が仕事をしているのかという原点に立ち返ってというふうなことで、今日も町長もほかの同僚議員の方の質問にも答えてましたけれども、そういう町長の思いを、私、職員の方がきちんと受け止めて、仕事をされているんだろうかという、そっこのほうの不安のほうが大きくなってきました。

こんなことを、今日の本会議で2回も重なる。原型予算の中で措置されるからいいなんて言って、いう会計処理をされる。こういう予算措置をされる。このことについて、こういう議案の出し方で、会計処理の仕方で、いいというふうに胸を張って町長も副町長も言えるんですか。大変私は疑問に思いますし、今後の議会も不安を感じますし、一体それこそ議会を、どういうふうに見ていただいているのかなという気持ちになってしまっていて、怒りを乗り越えて悲しいような気持ちになってきますので、見解を求めます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） 大変申しわけないことでございます。幾ら既決予算があるにしても、やはり歳出予算で設定した、一般会計のほうでその額を、やはり特会としてもきちんと受け入れるべきであるという、これは従来そういうよ

うな取扱の仕方でやってきております。そういう意味においては、ご指摘のとおりでもございます。

そういうことで担当職員、そしてまた財政担当においても、やはり目を凝らしながら、そこら辺をしっかりと見ていくということは、これ大事なことでございませぬ。我々もしっかり目を通していかなければならないということで、最終的に私のほうの責任になるわけなんですけれども、やはり基本的な部分での抑えの仕方、小さなこれはこれでいいやろというようなことで、過ごしていくという、そのことが本当に各方面に不安を与えたりというふうなことになるんではないかという懸念も持ちながら、しておるようなことでございませぬが、十分こういったことも、私が一々言うようなことでは、本当はあかんのですけれども、またそういうことも大まかなことで、話をする時はございませぬけれども、こんなことでどうのこうのというようなことは、言うような情けないようなことでは、当然具合が悪いので、しかし担当課長のほうで、しっかりと目を通しながら、当然特別会計の管理もやっておるわけですから、そこら辺は一般会計と特別会計との会計間のやり取りというようなことで、その分を掲載しておるかどうかというふうなことにも、組む中で、法的にこの分は今回は特会の分に上げないよと、なぜなのというふうなことを、きちっとやっぱり抑えた上で、説明をきちっとできるようにしてから、そういうふうな処理をするならまだしも、説明のつかんような形で推移せんならん。そしてまた言い訳がましいような形で処理していかないかというふうなことは、議会並びに町民の皆さんに大きな不安や、不信感を抱かせるというふうなことにもなりかねないのかなというふうに思っております。十分反省しながら、本当にこうやっていつもいつも言うようなこと事態が情けないんですけれども、注意はしていかなというふうに思っております。申しわけないことだと思います。

議長（大西慶治君） ほかにございませぬか。

直江議員。

6番（直江修市君） これ大変なことだと思うんです。一般会計で組んで、

特別会計へ繰出すということを、きちきちとしていかんと、決算の時でも当初予算から補正予算1号ずっと、流れを見ていくんですよね。審査に当たる場合に、そうするとここで、一般会計で組んでおるのに、特別会計で入れておらんということになってくると。ここでまたどうなっておるのやという一つのものが出てくるんですね。

それと特別会計にしましても、都度都度の補正で入れていかんと、この金が本当に今後、予算措置していけるのかという、忘れてしまうというふうなことにならないのかなというようなことも、あると思うんですよ。そのための補正だと思うんです。出たり入ったの、都度、都度ちゃんとしていくということで、記録していくわけですね。

一般会計で組んであって、特別会計で入れてないということになってきて、最終どんなつじつまが合っていくんか、非常に楽しみなんですけれども、そういうだけの能力があるんで、こういうふうな予算編成されておるのかと思いませんけれども、私だったら、これ忘れてしまいますね、一般会計に組んでおるのに、特別会計へ入れていかんだらち、それで既決予算で最終決算でしょう、そうすると出ておる金と、執行した金と合わんようになってくる可能性も私あると思うんですよ。

ここで補正でちゃんとしていかんだら、何のための補正かということだと思いますよ。確実にこれ忘れさるということが、絶対これないんですか。その点だけ伺いたい。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 使用料または分担金等は、先ほどの加入申込金にいたしましても、随時で収納していく予算科目になっておりまして、ですから、それぞれの随時収入につきましては、随時収入があった場合については、調定を立てて収納をしていくというふうなことになります。

その累計が、当初予算を上回る場合について、増額補正をさせていただく、そきような形でやっておったのではないかというふうに思っております。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

中西議員。

12番（中西 康雄君） 課長にお伺いをするんですけども、その前の議案でも、既決予算内でちゃんと吸収しておるからいいんだと、このような答弁であったから、私は賛成をいたしました。

この件についても、胸を張ってこういう状況で処理をできるんだという、これでいいんだという思いはありますか。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） それぞれ議員から、厳しいご指摘はいただいておりますんですけども、この科目等につきましては、随時収納をさせていただき科目でございます。その都度その都度、調定をしながら予算との状況を見ながら、補正をさせていただき科目でございますので、そのような補正の仕方をさせていただきものだと思っております。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第 6 8 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 6 9 号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第 1 5 議案第 6 9 号「平成 2 2 年度大台町後期  
高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 6 9 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 6 9 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立）

議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第 6 9 号は、原案のとおり可決されました。

---

請願第 2 号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第 1 6 請願第 2 号「義務教育費国庫負担制度の

存続と、全額国負担」を求める請願書の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号を、採択することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、請願第2号は、採択することに決定しました。

---

#### 請願第3号の質疑～採決

議長(大西慶治君) 日程第17 請願第3号「30人学級を柱にした新たな教職員定数改善計画の策定と教育予算拡充」を求める請願書の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第3号を、採択することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、請願第3号は、採択することに決定しました。

---

#### 請願第4号の質疑～採決

議長(大西慶治君) 日程第18 請願第4号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第4号を、採択することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、請願第4号は、採択することに決定しました。

---

#### 請願第5号の質疑～採決

議長(大西慶治君) 日程第19 請願第5号「子宮頸ガン予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第5号を、採択することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、請願第5号は、採択することに決定しました。

---

議長（大西慶治君） 暫時、休憩します。

（午後 6 時 17 分 休憩）

（午後 6 時 18 分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程の追加について

議長（大西慶治君） お諮りします。

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、上岡國彦議員から発議第 4 号から発議第 6 号が、提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号から発議第 6 号を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### 発議第 4 号の上程～採決

議長（大西慶治君） 追加日程第 1 発議第 4 号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（西山 幸也君）朗読

議長（大西慶治君） 発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 発議第5号の上程～採決

議長（大西慶治君） 追加日程第2 発議第5号「30人学級を柱にした新たな教職員定数改善計画策定と教育予算拡充」を求める意見書（案）を議題と

します。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（西山 幸也君）朗読

議長（大西慶治君） 発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によつて、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

---

発議第 6 号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 追加日程第 3 発議第 6 号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（西山 幸也君）朗読

議長（大西慶治君） 発議第 6 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 6 号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから発議第 6 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大西慶治君） 暫時、休憩します。

( 午後 6 時 3 1 分 休憩 )

( 午後 6 時 3 3 分 再開 )

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程の追加について

議長（大西慶治君） お諮りします。

ただいま、お手元にお配りしました議案書のとおり、町長から「議案第71号」が提出されました。

これを日程に追加し、「追加日程第1」として、直ちに議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ声あり )

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### 議案第71号の上程～採決

議長（大西慶治君） 追加日程第1 議案第71号「平成22年度大台町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 議案第71号 平成22年度大台町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、去る9月12日、日曜日でございますけれども、宮川小学校で行われました大台町消防団の夏期訓練中に、消防団員1名に熱中症の症状がでまして、報徳病院で治療を受けました。

よって、大台町消防団員等公務災害補償条例第6条例により、この療養に要した費用について7000円を補正するものでございます。財源といたしましては、雑入の消防団員等公務災害補償と共済金を充当しております。

よろしく願いいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江修市君） 非常備消防費5755万円の既決予算の中で、災害補償費、説明では21節ということですが、災害補償費そのものは既決予算の中には、1円も設けてないのかどうか。その点を伺います。

またこういった予算は、一切流用きかないのかどうか。その点を伺いたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 現在、災害補償費はございます。少々お待ちください。傷害補償費ということで、過去に消防団員の方の公務災害がございまして、その毎年毎年療養補償費を支払っている予算が、歳出にございます。ただこれについては、ほぼ100%支払うということになっておりますので、今現在この療養補償費を払う予算としてはございませんので、今回補正をさせていただきます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣言

議長（大西慶治君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第3回大台町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（午後6時38分 閉会）